

平成30年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 平成30年12月18日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成30年12月19日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 企画財政課長	迎雄一朗君	事 業 理 事	川内野勉君	総 務 課 長	山本勝憲君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	藤永大治君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 1番 永安 文男 議員

(2) 3番 永田 勝美 議員

(3) 6番 橋本 義雄 議員

日程第3 議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件

日程第4 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正の件

日程第5 議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年12月第4回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、永田勝美君、4番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問、1日目に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、1番、永安文男議員の発言を許可します。

1番。

1 番（永安 文男 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

今回の2点の質問につきましては、両方とも以前に一般質問したもので、まあ追跡と言いますか、あの質問の検討結果はどうなったのかという意味合いでお尋ねをするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1点目の防災対策についてでございますが、皆様御承知のとおり、ことしの世相を一字であらわすことしの漢字は、災害の「災」ということでございます。6月の大阪北部地震、7月上旬の西日本豪雨災害、9月の北海道胆振東部地震など、自然災害の多発で、全国各地で多くの被害が発生しました。自然の力の恐ろしさを改めて痛感し、日ごろからの自助、共助、公助の役割をしっかりと認識し、災害に備えることが大事であり、みんなで防災意識の高まりを求めていくことが重要であるというふうに思っております。

そこで、質問に入りますが、地震や集中豪雨等による災害に備え、平時からの防災の心構えや地域での連携が重要と思いますが、現在の防災対策について8つの項目によりお尋ねをいたします。

一つに、佐々町地域防災計画の見直しを行うということでしたが、その進捗状況をお尋ねいたします。これにつきましては、29年の9月定例会で答弁をいただきまして、早急に

国・県の防災計画との整合性、大規模災害に対応できる計画をつくらなければならないというふうに答弁をされております。平成30年に取り組みたいと考えていますとのこともありましたので、もう30年はもうすぐで終わりに近づいておりますけれども、その進捗状況をお尋ねしておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々町地域防災計画及び佐々町の防災職員の初動体制のマニュアルって言いますか、の見直しにつきましては、来年度以降の実施を予定しているわけでございます。

また現在、策定して今説明がありましたような災害時の業務継続計画ですね、BCPについても、あわせて策定をしたいと考えております。

なお、今年度実施しております避難情報板の表示板の、それから防災マップ作成事業について、現在の避難所についての災害種別ごとに再編を行っているところでございまして、これを反映した佐々町の地域防災計画とるように考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

はい、一応防災計画につきましては、まあ、30年度の予定ということで、あくまで今、来年度にそういうふうな形ができ上がってくるというふうなお話でございまして。それから、後もってのお尋ねになるかと思っておったんですけども、今町長のほうからお話がありましたBCP、災害の後の継続計画、継続経過というものについても計画を立てなければならないということも、当時町長からのお話をいただいておりましたので、その経過についてもどういうふうになったのかなということをお尋ねしようと思っと思ったんですが、今、来年のほうに進捗が遅延しておるといってお話でございまして、これにつきましてもやはり急ぎ、早く対応をしないと、いつ何時災害が出てくるか、起きるかということも懸念いたしますので、早急に対応方をお願いしたいと思っております。

また、佐々町の防災職員初動対応マニュアルというのがございますけれども、これが23年の3月に、私の手元にあるのは23年の3月の発行のものでして、これから六、七年経過をしておりますけれども、これについて、まあ、新しい職員も、それから大分入ってこられておりますので、その辺のこと、それから改訂等を出されているのかどうか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

災害時の佐々町の防災の職員の初動対応マニュアルということで御質問がありました。これをもとに今体制を更新してるわけでございますけど、まあ、このマニュアルにつきましては、先ほど回答させていただきましたとおり、来年度以降の地域防災計画とあわせてですね、改訂を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

これも来年度以降に、新しい防災、地域防災計画にあわせてつくるということでございまして、セットで来年度のもう予定で作成するということですね。六、七年経過の中で、まあ、中をずうっと見てみますと、まあ、私たちが職員でおった頃と内容的にはですね、当然しなきゃならないこととかいろいろ書いてございますけども、ちょっと文言的に修正を加えるところがありましたんで、ちょっとお尋ねをいたしたところでございます。それについてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目の佐々町総合ハザードマップの作成と、先ほど町長もちよつと触れられて、これも最終的には地域防災計画との内容と連動してくるわけですがけれども、やはり今、業者に頼んで委託を出して、実際に業務がやられとるということをお伺ひしておりますけれどもですね。やはり、その時、29年の9月のお尋ねのときの回答は、これにつきましても早くつくるといふようなお話でしたんで、それが今30年度に肅々と行われとるということで、本当、急ぎでありが有り難く思つておるんですけども。この中身でですね、今、資料をちよつと見させていただいたんですけども、この中においてですね、ハザードマップをつくるのが業者さんが急ぎになって、まあ、説明会等が町内会長さんあたりになされておる中で、やはり地域の実態を把握していない対応がされているのではないかといふようなことをちよつとお聞きしたところでございますのでですね。まああの、ひとつ、ひとつ申し上げますと、42年水害、42災のときに、ここに持って来てるんですけども、固有名詞使つていいかどうかわかりませんが、この県北タイムズといふ、当時新聞があつたんですけども、これにですね、古川地区の国道筋を越す濁流つていふふうになつて、川から越流して道路にきた分とか、上は山が迫つておるとか、そういう状況の中でですね、そういうふうな実態を知つているのかといふようなお話もなんかも出たりしてですね。それから、今避難所を各地区の集会所に設けることに関して、結局浸水地帯にそういうのを設定するとか、そういうふうないろんな状況の中で、そういうことに対して、受託業者はですね、そういうふうないろんな調査とか地元の人たちの話を聞きながら、どこまで具体的にですね、認識した中でそういうふうな、ハザードマップの計画書つくりをなされていられるのかといふことを、ちよつと心配しましたんでですね、まあ、そこら辺の考え方、それから今後のスケジュール等をお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

現在のハザードマップの内容といふような御質問でございましたけれど、各地区の状況を把握してハザードマップがつくられているかといふような御質問でございますが、ハザードマップにつきましては、いわゆる氾濫想定とか地震の津波の想定とか、そういうものを含めまして、あと、土砂災害ですね、この間指定されました、県のほうから指定されました土砂災害、そういうような危険性を把握しまして、各避難所の判定をさせていただいております。

それを使ひまして、最終的には地区のほうで、やっぱり先ほど言われた各々の特性が地区にあると思ひます。そこについては自主防災組織等でハザードマップとは別に、すいません、地区にまたマップの大きな部分をつくる予定にしております。そちらのほうを活用していただひて、自主防災組織で、例えばこの避難所に自宅からこつやつて避難するときには、私は川の

そばだからこういうような危険性があるよ、この水路が危ないからここは通れないよとかいうような判断をしていただくということで、今回ハザードマップを作成してるものでございます。

そして、もともとその災害に対する知識、例えば避難情報がどういうものであったりとか、避難指示がどういうものであったりとかっていうのはなかなかこう言葉が難しく、住民さん、一般の方はなかなかこう理解できないとこもございますので、そういうような一般的な、いわゆる説明もその中に加えてですね、各家庭に持っていただくということで、今計画してるところでございます。

町内会長さんのほうに御説明したのは、こういうような形でハザードマップを町は作成しますよということで御説明しましたので、各地区の、先ほど言われたいろいろな特性につきましては、そこまでは盛り込んだものではございません。そこはやっぱり各地区の中でいろいろ研究していただいて、今までの災害の知見というのがやっぱり各地区にあられると思いますんで、そこはしっかり各地区の中で判断していただければということで、まあ、今回は、その防災、いわゆる共助、自助、そこの部分の力を高めたいという、まず、きっかけにさせていただければということで、このハザードマップを作成しておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

総務課長の説明で、基本的なことはわかるんですけども、そういうふうに、この22年の6月に佐々川洪水内水ハザードマップの配布ということで、これが各家庭に当時配られておるんですけども。こういう形で今内容を具体化した中で、また再度各家庭に配るとのことですね。

そして、集会所の入り口に、そこに避難所がありますよという何か看板、大きな看板とか、それから中にそういうふうな今配る分の大きい張り出しものをつくるというような話を聞いたんですけども、その辺のことで、それをつくる時にその地域の特性って、今総務課長言われたんですけども、そういうふうの網羅した中で、どこまで具体的にこう書き込むのかっていうこともですね、それぞれの町内会長さんは心配されていると思うんですけどもですね、その辺をよく、もっともっと詰めていく必要があるかと思っておりますんでですね、ちょっと質問させていたんですけども。

そうすると、あくまでこれからの煮詰めで、そしたら、3月までにハザードマップをつくるっていうこの間からの説明で、その部分で形を、形づくられているということで理解していいんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、ちょっと説明が足らなかったと思いますが、各地区には今のハザードマップで作成しております、各災害の危険度を判定した地図をお配りしますということで、先ほど言いましたように各地区の特性というのがございます。それは、各地区の中でやっぱり自主防災組織なり、町内会なりで、やっぱりそこをこう書き入れて、逆に、いただくというような、そういうようなマップを作成する予定にしております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

はい、わかりました。そこら辺のお互いの具体的協議、まあそこの地元の問題は、地元が一番よく知って、地元がそういうふうな災害に対応する計画等を具体化していかなきゃいけないというふうに思っておりますんですね。

それで、今お話がありました各地区の特性に対応する自主防災組織っていうのが、今佐々町で100%とよく言われておりますけども、以前の、29年の9月の時の話では、やはりそれは温度差があるんですよというふうなことで、それが機能しているのかどうかっていう質問もしたんですけれども、なかなかそれは、もうぐっと先にはしってるところ、具体化してるところっていうのは、もう相当自立しておりますけども、なかなかこの前から言うように、規則っていうか、そういうふうな防災組織、自主防災組織をつくるっていうような議論をただけのところとか、いろいろあるっていうことをお伺いしましたんですね、温度差があるというような。そういうことで、自主防災組織のやっぱり今後のステップアップ、そういうふうなところをですね、どういうふうにされるのか、まあ、状況をですね、今の状況、現時点の自主防災組織の状況等を教えていただければというふうに思います。

ちょっとその前にですね、今ハザードマップの話のときに、町内会長さんにアンケートって言いますか、そういうふうな質問事項が配られておるわけですね。そうしたときに、やはり今私が申し上げる、いろんな地域の実情的な問い合わせというか、要望とかいうのが聞き取りできるような質問用紙が配られておったんですけども、まあその前に、防災を意識して、町としてですね、そういうふうないろんな防災に対する要望等がですね、調査として出されたり、そういうふうなものを吸い上げるというようなことがなされたかどうか、まずお尋ねをしたいと思いますけれども。

そして、それに対する対応、先ほど言いましたアンケートの中身等についてですね、そこまでいってなければいけないで結構ですけども、そういうふうな部分の状況をお聞かせいただきたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

ハザードマップの作成に対しましては、ことしの9月12日に町内会長向けの説明会を実施しております。そのときに看板の設置場所をどのような場所にしますかとかいうようなアンケート調査とあわせて、内容とあわせて、防災対策について、町に望む防災対策についてというようなアンケートを実施しております。結果にいたしましては、いろんな御意見がいただいております。まず、防災無線に関する事、それと訓練に関する事、ほかの一般質問もございましたけど、役場庁舎の建て替えに関する事、道路などインフラ整備に関する事というような、まあ、いろんな意見が出ております。

まああの、御意見を全て、今回のハザードマップに取り入れて対応するというのは、まあ内容がちょっと若干違う部分がございますので、そこは非常に難しいのかなと考えております。ただ、今後先ほど言いましたように、地域防災計画の見直し、職員対応マニュアルの見直し、BCPの見直しと、あ、BCPはすいません、見直しじゃなくて作成ですね、そちらのほうも含めておりますので、そういうふうな中で対応させていただく部分と、また、ハード的な部分につきましては、総務課ではなくてほかの課が関係しますので、そちらのほうにこういう意見

があったというような形の中で伝え、今後参考とさせていただきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今総務課長が説明された説明会の資料等、ちょっと先ほど言いましたように、見た中ですね、今総務課長のほうから、防災訓練とかですね、それからあと役場庁舎の建て替えの問題とか、それからあとインフラの整備、まさに今から私がお尋ねしようということがそれぞれに、役場に望むものとして上げられておるといふふうなことです、これいろいろと今後防災に対してですね、いろいろ煮詰めていきたいといふふうに思いますのでですね、今後、私も防災に関しては、それで今から注視していきたいと思っておりますので、いろいろなお知恵をいただきたいといふふうに思いますので、よろしく願いいたします。

一応4番目、④になるんですけども、有事の際のですね、体制検討といふふうには書いておりますけれども、この前熊本のほうの災害にあったときに、役場の職員が2名、そちらのほうに災害対応で派遣された中ですね、帰って来られてからそういうふうな結果報告と言いますか、感じたことを書かれておる中ですね、実際災害が起こった場合に対応できるかということを含めて、再度体制を検討したほうがいいのではないかと感じましたということ。それから、あと、災害に対する備えというものを、各町において考えられていたほうがいいと思っておりますという助言を受けたといふふうなことで、報告があつてわけですね。

この体制は当然しなきゃいけない、まあ、行政がしなきゃいけない問題なんですけれども、この職員初動対応マニュアルとさっき言いましたものと、それからBCP、継続計画の分ですね、そういうのが関係あるんですけども、その体制をですね、どういうふうにするかっていう、まあ、その地域防災計画の中でまた盛り、組み込まれていったりする話でしょうけれども、その辺の今考え方なりですね、それから、知識とか技術の普及啓発、情報伝達や避難要請等の体制の充実ということが一番問題になってきますんでですね、その辺のことについて、まあ、お考えをですね、聞いておいて、そのできたときの煮詰めとすり合わせをしたいといふふうに思いますので、一応お考えをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

有事の際の行動といふようなお話だと思います。地域防災計画の作成に際しまして、現状地域防災計画のほうから、こう頭のほうからつくるといふ、イメージ的にはですね、基本的にはその実際職員がどう動くかとかいふような初動マニュアル、それと、災害が、大きな災害が起こったときに、例えば1日目はそういうような災害への対応、それが1週間、1か月、3か月としたときには、やっぱり普通の業務に戻っていくといふような作業、仕事になってくると思っております。そこまで、含めた中で、今後、今度の地域防災計画の見直しにつきましては、まずそちらのほうからこう考えながら、最終的に地域防災計画をまとめていきたいなという考えであります。

ですから、今のところ、職員の初動対応マニュアルと地域防災計画というのがございますが、そちらの部分で、まあ、職員のほうもそうですけど、実際大きな災害が起こったことが、経験したことがないという職員がほとんどでございますので、じゃあ、実際、その初動マニュアル

を見て、実際にそういう形で動けるのかというのは非常に難しいものがあると考えておりますんで、そこをしっかりと職員が理解する上でもですね、そういうようなBCPから初動マニュアルを煮詰めた中で、最終的に地域防災計画というものをまとめていければなということで、今のところ考えてるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今の総務課長のお話で、地域防災計画が27年の5月にですね、改訂された中で、いろいろとまあ、読み下す必要があるもんですから、その、教えてもらいながらですね、当然総務課長に教えてもらいながら、いろいろとこう読んでいったんですけども。やはり今、総務課長のやりとりの中で、この災害、有事が発生したときに、庁内の職員数とそれから対応できる人間、それから、今言われたように、何日かしたあと、1週間後、2週間後は平時の業務をあわせてしなきゃいけないという中でですね、そういうふうな部分に対しての対応、そういうことをどこに求めるのかとか、そして町外からの職員が多いというふうに聞いておりますけれどもですね、まあ、そんなたくさん多いじゃなくて、当然町外から来られる人の、結局出勤って言いますか、出勤ですね、その時の、そういう問題なんかも含めてですね、どういうふうに対応されるかというのがちょっと心配なもんですからですね。なかなかやはり、交通遮断されたりとか、そこが災害に遭ったりとかですね、そういう場合の対応も十分、そういう職員等々すり合わせをしながらですね、十分な認識を持っていただきたいという、まあ、総務課長にも、そういうふうな責任って言いますか、指導の重点が置かれると思いますので、今後そういうふうな詰めをですね、まあ、防災計画の中では詰めていかれるんですけども、職員指導の部分もですね、お願いしたいというふうに思います。

ちょっと先に進ませてもらいますけれども、⑤と書いておりますけれども、この地域防災活動の担い手となる防災士、地域防災リーダーの育成をどうするのかということで、これも29年の9月のときには、町長は知識、技術の普及啓発や、あ、これはしてません、地域防災計画に位置づけなければならないという、考えているということで町長からの答弁をいただいております。これをですね、あれから1年たった中で、そういうふうな状況的、現在どんな状況であるか、まあ、地域防災、それぞれが今総務課長は重要と言うように、地域防災計画でいろんな防災計画を練るときにも、地元の自主防災組織の特性をいろいろそこから吸い上げてやるというようなお話でしたけれども、その自主防災組織のリーダーとかですね、それから防災士の育成とか、そういう部分のお尋ねをしたときは、町長はそういうことを考えていかなきゃいけないと、地域防災計画に位置づけなければいけないというようなお話をいただいておりますけれども、その部分は組み込みの関係というのはどういうふうなことでされてるか、状況と今の防災士、防災リーダー、地区防災組織のリーダーの育成とか、そういうふうなことはどういうふうになされているかという、現在の状況とあわせてお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今地域防災活動っていうか、やはり地域防災活動の担い手となるのはやはりそういう地域防災のリーダーと言いますか、そういうことで育成をどうするのかということでございます。

町としましても、やはりそういう地域防災のかなめになる方をお願いをするというのが、も

ちろん大変重要でございまして、本町で今、職員が、3名が地域防災士の資格を取っていると、全体で21名の方の防災士が佐々町におられまして、これは県の主催が、県下3か所で自主防災のリーダー養成期間講座というのが実施されておりますので、そういうところに参加していただいて、やはり経験を積ませていただければと思っておりますし、それから、分団長以上の方につきましては、やはり消防団員の方の経験があるということで、登録申請のみで資格があり、それから防災のリーダーになれる資格がえられるわけでございますので、これからもそういう分団の経験者ですか、消防団の経験者の方にもですね、お願いしながら、やはり今少子高齢化ということで、高齢者が地域に多いわけでございますのでですね、その方たちにもやっていただかなきゃならないと。やはり我々職員だけでは、なかなか命を守るということはなかなか難しいわけでございます。やはり自分たちの命は自分で守るのが、まあ、それが基本でございまして、町としましてもそういう体制って言いますか、づくりをやらなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

1番。

1番（永安 文男 君）

防災士の育成、それから地域防災のリーダー育成ということで、そういうふうな考えを持っているということで、ただあの、実際に充足させるためには、今言われた分団長の経験者をですね、早くそういうふうな防災士に取得いただけるように、まあ、相手があることですから、そんな無理も言えないでしょうけどですね、そういうふうなことで、具体化、充足をしていった中で、今総取得数21名ということで、職員が3名ということであればかなりの数で、まあこれは平戸あたりがですね、その防災士の職員、郵便局長とかいろいろ入れた中で、40名ほどそういうふうな防災士がどんどん育成されて、それで、防災士ネットワークというのがつくられてですね、やはり活動をなさっているというふう聞いておりますのでですね、そういう部分ではやはり安全なまちづくりを、災害に強いまちづくりをするということで、町長いつも要望されておりますのでですね、その力、後押しにもなるというふうに思いますので、その辺のところを、何しろもう具体化していく施策を講じていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

いろんなさきほど訓練等については、どういうふうにかえられているかということをお尋ねしたんですけども、実際に、訓練をですね、まあ当時はいろんな訓練は実施、実施に対して必要だという町長の答弁をいただいたんですけども、大きな訓練は町としてはできないということですけども、まあ、それぞれの講習とか図上訓練ですね、そいとかいろんなことはできる、考えなければいけないというような回答もいただいたんですけども、そのやり取りの中で、そうしたときに、やはり以前の防災の質問の中では、長崎県の危機管理課あたりからでも招いて、そういうふうな講習会等もやっていくような話でしたんでですね。これが日本防災士協会長崎県支部というのがあるんですけどもですね、そういうところからも講習等の講師としての招聘はできると、協力しますよというようなお話もいただいておりますのでですね。だから、そういうふうなことを含めてですたい、地域防災の自主防災組織のリーダーさんたちを集めてですね、講習をしたりとか、いろいろ図上でここはこうだこうだっていう話なんかをしてですね、やはり知識を向上させていったり、実際に防災に対する意識啓発を行っていくという方法もありますので、その辺もひとつ町長頭に入れとっていただいておりますので、その協力要請、招聘要請あたりは、私も力になれるかと思っておりますので、その辺を申し上げておきたいと思っております。

それからあと、次に土砂災害の関係で、このそのときに申し上げておいた部分で、何か所か

こう出してお尋ねしておったんですけれども、古川地区の急傾斜地一帯の部分、それから報国炭鉱あたりって言いますか、道路、町道のほうに1回崩れたりした経験がありますけれどもですね、そういうふうな部分とか、それからそのとき申し上げとった芳ノ浦地域の地滑り、そういうふうなところも麓の方辺りは心配されとるんですよというようなお話もしたんですけども。そのときに、県につないで、県に見てもらいながらちょっとやりたいということで、まあ、県に報告し対応するというのでちょっと整理をしているんですけれども、その辺はどんなふうにされたか、経過の中で、1年経った中で、県の調査関係について報告をここでいただければというふうに思いますけれども。どんなだったでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

土砂災害対策ということで、急傾斜地の安全策ということでお話がありました。これは土砂対策防止で、治山事業につきましてはやはり県がするというので、この前、真申地区が家がですね、家の裏に崩れたということで、議員も御存じだと思いますけれども、これについては今、治山対策で県のほうでやっていただいておりますということで、我々も大変助かっているわけでございますけど。

それから、古川地区のような場所って言わすとも、これも治山事業でですね、その都度やはり県のほう、県の事業でやって、やらせていただいているということで、これは県のほうにもお願いしていますし、栗林につきましては、地すべりですね、地すべり対策でございますので、これについてはやはり地すべり地区ということでお願いしなきゃならないと。それから、市瀬の大日山の地区の砂防ですかね、あそこは、砂防関係でハード的な対策というのは町として、県が工事ですね、この前も行っているということで、やはりそういう災害のある地域については、やはり県のほうと協議しながら、やはり町としましてもそういう総合的な対策っていうのをお願いしながら、町でできる部分は町でやるっていうことで、今後ともやっていかなきゃならないと思っていますし、既に対策をとっているところというの、やはり適切な維持管理とか、土砂って言いますか、砂防ダムなんかはやはりそういう埋まっているところもあるわけですね。そういうところもやはり対策が必要、維持管理っていうのが必要でございますし、老朽化対策というのもあるわけでございますので、今後そのような対策、必要な箇所につきましては、町としまして状況を把握しながらですね、適切な対策っていうのを関係課のほうにお願いをしてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、全体的な県との対応策、当然県が所管するところについてはなすべきことはなされると、そして、町としてなすることもなすということですけど、私がお尋ねしたのはですね、29年の9月に質問した部分のところの調査は、県と実際に立ち会って対応しますとか、見て、調査しますっていうことだったものですから、その県と一緒に見てもらった状況はどうだったんですかっていうことをちょっとお尋ねしたんですけども、その辺はどんなかわかる方。一緒に行かれた、誰か前の課長さん方とか、何か言うたとは、もう1年前ですけどね、9月ですから。

実は、あそこの話は、今町長が言われた砂防ダム、市瀬辺りは。じゃなくて、真申は後からの地すべりで、山真申のほうはですね。あそこは淡々と出来て、今もう完成してますけどね。

私が言ったのは古川のほうの、砂防ダムの土砂が崩れてしまって、水みちが壊れて、地元のひとは、そこに水が流れてきていたのが今流れてないから、結局どういうふうに流れているかで心配で、ここがごそとくる砂防ダムの機能がなくなったりしたら大変だからっていうことを言われていますよっていうことは申し上げておったんですけども。そしたら、もう県と一緒に見て対応という話だったんで、それをなされたかどうかっていうことだけ。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（10時40分 休憩）
（10時42分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

先ほどの御質問の古川地区の治山工事になりますけども、30年度もですね、古川児童公園の付近のほうを施工しております、30年度以降につきましても継続予定ということで、治山補強の土工であったり、落石防止工、固定工、谷どめ工事等の実施を予定しているということで伺っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

1 つ気になっておる、私が休憩中に話した、その古い砂防ダムがもう詰まってしまったところの関係は、土砂の搬出が、県のほうにお願いしたということを理事から聞きましたんでですね、それについては、もう十分注視をしながら、注意して経過を見ながらですね、やっぱり気にかけていただくとかんと、下、麓の方たちの懸念というのが、芳ノ浦もしかりですね、それから、報国のほうもしかりということで、まあ、これ蛇足になりますけれども、一応報国のほうですね、地元を回ったときに、報国はこう上がったところに道路の陥没って言いますか、結構舗装が傷んだりしているところがあるんですよね、一番上のほうの、あそこ辺りの調査も当然、この間から道路の関係ではずっと回って、職員が調査を、現場から帰ってきたときあたり調査したりしておりますということでしたんでですね、そういう部分をしっかり対応していただくと。

それから、あと栗林角山線のほうのですね、道路に――

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番議員、質問通告書の道路ということは入っておりませんが、災害の中で。それ関係であるんですかね。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

関係あります。その下のほうの道路関係に兼ねてくるとですけど、災害に関係あるとですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、どうぞ。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

道路にひびが入って、もう浸透してですね、少し起きてきてるっていうことを言われたんですよ、栗林角山線ですね。そこのところを調査する必要があるんじゃないかというふうに。それから、あと上のほうの栗林の水路が、そこに水路があるところの河床ですね、亀裂なんかも見て、やっぱり観測していただきたいということで、ちょっと蛇足で申し上げたんですけどね。

そしたら、議長から関係なかとはい言ってお叱りを受けましたんで。今の話で関係あるということを御理解いただいたかと思うんですけどですね。

最後に8番目のですね、防災対策の指令本部となる役場庁舎の建て替えということで。これは、きのう8番議員の質問に対してお答えを聞いておりましたんでですね、このことについては、もうわかったということで。

ただ、きのう、町長の話では、緊急保全事業で32年までに対応しないとできないっていう心配があるというふうなことで。まあ波佐見のほうも、2020年度までには何とか対応しなきゃいけないということというふうな話があっておりましたんでですね、なかなかいろいろ地元、まあ皆さん方、住民とか議会との協議を進めていきながらしなきゃいけないということで、すぐすぐできるものではないかもわかりませんが、ただ、やはりここに書いておりますとおりですね、防災対策の指令本部というふうになるわけですから、早くですね、手を打っていただいて、議会のほうにでも協議を早々に上げていただきたいということで申し上げましてですね、次の2項目のほうに入りたいと思います。

次の2項目の道路網の計画ということで上げておりますけれども、道路は政治なりといった言葉がありますが、これからの佐々町のまちづくりをですね、考えるときに、全体的な道路整備を、道路整備の計画策定が重要ではないかというふうに思います。まあ、年次的に計画的に、思い切った主幹道路の計画検討をすべきというふうに思いますが、このことについていかがでしょうか、町長のお考えを。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永安議員がおっしゃったように、道路というのは大変重要でございまして、これによりまして、いろんな開発とか活性化といいますか、地域の活性化にももちろん道路ができれば、つながれば、大変重要なことではないかと思っておりますし、やはりこのまちづくりというのに、大変重要な役割を果たしているということは、私も十分認識しているつもりでございまして。

道をつくることで、やはり地域間の交流というのはスムーズに行われるということで、我々も思っておりますし、やはり活性化が図られるということも、先ほど言いましたような感じでございまして。そういうことでございまして。

平成23年に西九州自動車道の佐々インターというのが開通いたしまして、車の流れというのが大きく変わっているわけでございます。これによりまして、インター付近の状況というのもの

大変様変わりいたしましたして、地域の活性化が、活性化って言いますか、図られているんじゃないかと思っています。

やはり、道路というのは、地域と地域を結ぶ、人と人を結ぶものでありますので、やはり、道路網の策定計画というのは取り組む場合は、やはり人口の推移とか流れとか、道路の交通状況というの調査しながら行う必要があると思っておりますし、やはり土地利用の方向性とか、社会状況の変化を見据えながらですね、計画へ反映できるような、中長期的な視点で十分時間をかけて策定しなければならぬんじゃないかと思っておりますし、やはり計画策定に当たりましては、さまざま問題点が出てくると思われますが、これらを勘案しながらですね、安全な道路って言いますか、そういう地域を発展させる道路づくりっていうのがなければならぬのではないかと、今考えるところでございまして。計画策定にかかった場合、各機関との調整というのが十分必要でございまして、そういう期間が、ある程度の期間というのは要するのではないかと、町としては思っているわけでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

町長の見解が道路網の策定は必要ということでわかりましたんですね。この件について、①で示しておりますとおり、町全体の道路網の策定計画、スケジュールというのがあるのかどうか、ちょっと一つお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この道路網計画というのは、前回、平成6年ですか、道路網計画をつくったわけですが、やはり、新たな道路網計画というのを策定しなければならぬと思っておりますので、これは31年度に計上しながらですね、町としましては、今現状目標は、1年かけてやはり計画策定っていうのをやっていきたいと、今のところ考えているわけでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。わかりました。

それから、2番目の産業基盤向上の道路整備、通告書には書いてませんが、この大新田地区の道路整備、産業基盤向上の道路整備に私たちはなるんじゃないかなというふうなことで申し上げましたけれども、大新田地区の道路整備の対応ということではどんなふうにお考えかをお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この道路網の計画という中で、今大新田地区の道路整備ということで対応をどうするのかというお話がありました。御承知のとおり、佐々のインターを中心として、中央海岸線とか佐々川の大橋というのは、朝夕が大変混雑をして渋滞をしているわけでございます。この渋滞緩和をどのように図るかということは、大変大きな課題であるのではないかと考えているところでございます。

以前から、国道204へのアクセス道とか大新田地区の道路についての計画があったわけですが、やはり家屋移転の問題とか用地の問題とか、まだ実現に至っていないという状況でございます。

現状の渋滞の緩和を図り、スムーズな車とか人の流れを確保するというので、地域の活性化を図るためには、バイパス的な道路の検討も町としては必要ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、今後、西九州自動車道の延伸が松浦までですか、なされた場合の車の流れというのがどう変わるのか、現在の渋滞がどのようになるのかというのは、やはり、そういう部分をですね、十分やはり注視しながらですね、町として今後の検討をしなきゃならないのではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

以前のですね、道路計画の中で、そういうような計画があったですたいね。その中で最上位に道路計画が上げられておったんですけども、その交流センター等のレベルの中で、やり取りの中でですね、それがどっかいなくなってしまった、計画の中からですね、外れたというようなこともあったもんですから。ただ、そこからつないでいって、木場川のところに抜ける、1本ですね、今町長が言われた、国道20、じゃなくて、西九州自動車道のインターの渋滞緩和をですね、するためのことに対して、もう実際に地元住民、佐々まで来る間にも渋滞に相当かかるもんですからですね、そういう部分で1本真ん中にあるということでの方法論を展開していただきたいということで、そういうところがありますのでですね。

それから、最後になりますけれども、3番目にですね、地域生活に密着した道路、生活道路の安全対策、それから、あと防災面からの道路整備ということを常々一般質問で、その道路を申し上げるときにいつも、永安さん道路ばかりいって言われるという、前回のときも冗談言いながら一般質問したんですけどですね、やはり、消防自動車とか緊急自動車が入らないというような実態の中でですね、そういうところも早く対処していかないと、やはり何かあったときに、大きな問題になりやせんかと思えますんでですね、やはり、これは、第6次総合計画後期計画の中にはですね、ちゃんと道路体系の整備として取組が記載されているわけですよ。そういう部分についてもですね、ストック計画でやっているとか、いつも言われますけどですね、やはり、地元の用地とか対応が可能であれば、優先順位で入れていきますというようなお話でございましてですね。やはり、住民の協力を得ることが大切ですのでですね、どこの道路をいつどのようになってくるかということも、住民の皆さんに知ってもらいながら協力を求めるということも、住民の課題となるようなことも含めてですね、行政ばかりじゃなくてですね、住民と一体となって、そういうふうな道路行政を進めていっていただきたいという、そして、今先ほどからずっと、るる申し上げました、計画書づくりもですね、やはり早めに対応していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。どうも。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

最後の質問でございますけど、その道路の計画ということで、やはり、地域の生活道路の安全、防災ということは、これは、大変我々も重要だと思っています。やはり、長年の住宅形成の中ですね、やはり道路が狭いとか、それから、緊急車両等が入れないというのは、大変、これは地域に、各町内、各地にあるわけでございます。そういうことを把握してますので、町としましては、やはり、住民の皆様方ですね、貴重な財産を守る上でも大切でございますけど、やはり、そういうところを解消しなければならないと考えておりますので、やはり拡張に伴いましていろいろな家屋移転とか用地買収も必要ではございますけど、やはり、これも時間とか費用がたくさん、費用が時間もかかるわけで、なかなか難しいということで思っていますけど、やはり地権者の協力とかを受けながらですね、徐々にでもですね、少しずつでも、やはり全体の予算の中でやはり検討しながら調整をしていかなきゃならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

道路の関係については、その先ほど申し上げました栗林角山線の放っておいたら陥没する、陥没しているか、崩れてくるのではないかなというようなこともちょっと懸念されておりますのでですね、その辺のことは、担当、あとでまたゆっくり担当とも話しますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、計画づくりをですね、十分やっていただくということでのことをお願ひしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、1 番、永安文男議員の一般質問を終わります。
11時5分まで暫時休憩といたします。

（10時58分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第2 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、3 番、永田勝美議員の発言を許可します。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

3 番、日本共産党の永田勝美でございます。質問通告書に基づいて、質問させていただきます。

まず最初に、通告書にあります町内交通の整備について質問いたします。この質問は、前回

に引き続いての質問となりますが、現在、佐々町では75歳以上の皆さんへの外出支援ということで、タクシーの初乗り運賃の補助が行われています。この制度は町内で対象者の51.9%、約半数を超える方々が利用されており、県内でも大変先進的な取組と評価されていると考えています。

実際の利用者からも、町内の移動に大変便利と喜ばれており、中には利用券を申請して、何かのときに利用したいと、お守り代わりにしていますよと言われる方もありました。是非とも、この制度については維持し、改善、充実を図り、より良い制度としていくことが求められていると考えます。その際、現状について、利用券の使用が期間限定2か月というふうになっているために、連続して利用することは困難だと。あるいはタイムリーな利用が困難。通院時の利用には少し枚数が足りないなど、期間を定めずに利用できないかという声もあります。

また、こうした要望に、どのように、要望について、どのように町長はお考えか、最初にお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
御質問の外出支援タクシーでございますけど、外出支援タクシーの対象者であります75歳以上というのが、現在では、本町の方が4分の1を占めておられるわけでございます、大変高齢化社会ということで多いわけございまして、もう少し4分の1しか利用されていないということ——

議 長（淡田 邦夫 君）
町長、4分の1っていうのは65歳以上じゃなかったですか。
町長。

町 長（古庄 剛 君）
ちょっと間違えました、すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）
訂正をお願いします。
町長。

町 長（古庄 剛 君）
大変、今訂正させていただきます。75歳以上の4分の1ですね、の方が今、永田議員がおっしゃるように利用されているということで、大変申し訳ございません。利用が、状況ということで、まああの、なかなか利用者も多くしていただければまだいいんですけど、なかなか展開していかないということで、もう少し町としては工夫が必要でもあるかもわかりません。
ただ期間についても、2か月ということでお話がありました。9月議会でも御説明をさせていただきましたが、やはり今後課題としまして、複数と言いますか、移動支援のかかる組み立てっていうのは検討すべきではないかと、町としては思っているわけでございます。
これは、自宅から町の中心はタクシー利用ということができますけど、その町から今度は病院、通院と、佐世保市に病院とかいろいろ通われる場合ですね、この場合はタクシーで行けるかということは、なかなかこれは我々も難しいと思っておりますし、そういう移動支援というのは、今後どうするのかというのは十分検討しなければならないと考えておりまして、まあ少し

でもですね、住民の方の利便性向上というのが、我々もこれはやる必要があるだろうと思ってますので、具体的にはですね、地域の福祉計画を策定作業ということで、中でいろんなニーズ調査を行う予定にしていますので、そうした作業の中でですね、十分検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

利便性向上に向けた、さらなる取組を期待したいというふうに思います。

あわせて、これは高齢者ではないのですが、学童生徒の登下校時の安全確保という面では、どうでしょうか。現在、登校時の見守りには、多くのボランティアの方々等が要所に立って活動されており、大きな不安はないというふうに考えていますけれども、一方で、小学校1年生の児童から高校生に至るまで、特に下校時は一人帰りという実態も数多くあります。

山間部にお住いの児童の皆さん、そういった方々が1人で帰るといような状況があったり、あるいは部活がですね、終わって、特にまあ今冬場ですけれども、下校する子どもたちが暗い中を1人で帰るといところ。あるいはその、中にですね、これは先般も御相談したところですけれども、口石から浜迎に至る町営団地の横の通りですね、高架の高速道路の下あたりなど、大変暗いところがあって、そこによく車がとまっているということなんかもあったりして、非常に不安があるというお話もありました。そうした実態について、教育委員会としてはどのように把握されているかということについて、最初お伺ひしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

ただ今御質問いただきました、一人帰りの捉え方は非常に難しいところがあるというふうに認識しております。町内の児童の約2%程度が、いわゆる土地の人家がまばらなところが通学路になっております。しかし、学童保育等を利用して、保護者によるお迎えにより帰宅しているという状況でございます。しかし犯罪等の危険性は、町内でも人通りが途切れる場所で多く、本町では町内の随所にそのような場所があると言わざるを得ない現状であろうというふうに思っております。

そこで、学校のほうでは複数での下校を指導しているところではございますけれども、そのような状況であっても、部分的であったり、途中でであったり、自宅付近では1人にならざるを得ない場所も多くあるというのも現実でございます。そのような現状から、本年度、町内の全児童生徒に防犯ブザーを配布いたしました。防犯ブザーには、犯罪抑止力、緊急救助信号機能にあわせて、犯罪者をひるませる効果があるというふうに考えておるところでございます。

下校時の人的な見守りについては、非常に厳しいところがあるわけですが、今年度、夏休みに小学校の全保護者を対象に、危険箇所のアンケートをもとに防犯安全道路管理者等一同に会しまして、通学路の安全点検を行い、佐々町通学路安全マップを作成して、先日、江迎署長並びに佐々交番に重点的なパトロールをお願いしたところでございます。今後とも、関係機関等と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

なお、佐々町通学路安全マップは、各学校及び教育委員会のホームページに掲載しております。保護者の方々への情報提供と注意喚起を行っていきたくと思っております。先ほど御指摘いただきました、高架下も御指摘いただいて、重点的なパトロールをお願いした

ところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

教育委員会としても心配をされて、さまざまな努力をされているということがよくわかりました。

そのほかに、町民の間からは買い物が不便ということで、町内には、まあ、地域格差もあるわけですが、私がお聞きしたところでは、先般も紹介いたしました小浦地区で鮮魚店がなくなって、買い物に不便していると。あるいは木場地区などで、タクシーの初乗り運賃だけでは中心部までに料金が少し足りませんというお話。

一方で、自宅から通院される場合ですね、さっき町長も言われましたけれども、佐世保市に通院という方が一定数おられるということで、通院の朝は、朝7時過ぎからバスで通わないといけない。なかなか佐世保までタクシーというのも、費用的に厳しいという方もおられます。あるいはバス停まではタクシーで行って、それからバスで行くと、さまざまな対応の要求があります。

そこで、前回質問しました循環バスという考え方について、お伺いしたいと思います。比較的低廉な費用で利用できる町内の循環バスを導入した場合、先ほど来指摘したが、子供たちの一人帰りの問題、買い物が不便、通院の手だてなどの課題に、一定の対応ができるのではないかとこのように考えています。一つのモデルとして、宮崎県でも都城市の近郊にあります三股町というところで、町営の循環バスの事例を簡単に紹介したいと思います。

三股町は、人口が2万5,000人余り、都城市、人口17万人のベッドタウンであり、人口は増加傾向と言われていると。この町では、町の直営で、一律100円で利用できる循環バスを運行しており、登下校時の児童生徒の利用は大幅割引があり、あるいは選挙の期間などや祭りなど、町内でイベントが行われるときは、バス代を無料などにするにして、交流を広げるという利便が図られていると。費用の関係では、町財政から年間支出は約1,400万円程度と言われていると。使用している車両は、32人乗りのバスが2台、15人乗り、10人乗りの小型バスをそれぞれ1台、計4台運用していて、従事する運転手は6人というものです。

費用負担の面だけ考えますと、佐々町でもこの規模からすれば対応は十分できるのではないかとこのように考えます。いかがでしょうか。仮に、こうした事業を町営で委託した場合、町営として委託というやり方でやった場合、町内経済としてはその多くが循環する。つまり、町財政から補填しても、赤字を補填しても町内で支出をされ、委託業者が町内の事業者であれば税収の伸びも期待できると。また買い物などの消費も事業所収入として税収にはね返ってくる。そのほかに、健康寿命の伸長などによって、医療介護の負担は減少することなどにつながるのではないのでしょうか。

町としても取組は大きいと考えますが、いかがでしょうか。町長の御意見を伺いたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

買い物不便ということは、もう我々ももちろん承知しており、やはり遠くから買い物にまち

の中まで来なきゃならないと、今各地区で、先ほどお話がありましたように鮮魚店がなくなつたとか、そういうことで魚も買えないというお話もこの前お聞きをいたしました。買い物というのは、やはり不便でございますけど、いろいろな方法はあると思います。例えば地区まで行って、そこでいろいろなことをしながら、そこに配達をしてくれるとかですね、そういうことも、今配達も可能になっているし、そこら辺をどうするのかと。

それから先ほどお話がありましたように、やはり循環バスって言いますか、こうして出して見たらどうかということで、これは先ほど申しましたように、この方たちと、それから子どもさんがですね、子どもさんたちの登下校もそのバスを利用してということで、この前もその永田議員のほうからそういう提案があったと、私も思っています。これも現在、今地域福祉計画で策定いただいて、今後どのようなことをするのかというのは今後議論をされると思いますけど、やはり循環バスというのは、やはりこれが全部ですね、どこでもカバーできるのかというのが、ちょっとあるわけですね。バスが行けないところも、佐々町の上のほうにはですね、たくさんあるということもあるし、タクシーで行けば自宅から自宅ということで、あ、自宅からそこ直接ですね、行けるということも、足の不自由な方はそういうことを利用できるということも、メリットもあるわけですね。

それから、ただバスのほうも子どもさんたちも乗り、一緒に乗せて、時間帯を決めればですね、行けるということであるわけでございます。そういうことで、どの地域で循環するバスが必要なのかですが、どの時間帯とか、それから場所をどこにするのか、どうするのか、利用者をどうするのかとか、まあ、いろいろな、先ほど話しましたように、公営ですか、民営ですか、いろいろな設定とか利用者負担もありますしですね、そういうことをどうするのかっていうのがなかなか難しいわけございまして、これをやはり整理しながらですね、今後、またニーズ調査というのをやる予定でございます、その管理契約の中でですね、ニーズ調査も行いますので、やはりそうした中で、循環バスというのがどういう適用があるのかと、利用性があるのかというのは、研究を進めなければならないのではないかと考えています。

ただもう値段的に、我々も前、これは前もですね、そういうことでバスを、循環バスっていうことで、福祉バスを作ろう、出そうということでいろいろな話し合いしました。もう費用的にはものすごく高くなるということで、なかなか難しいわけございまして、やはり経済性とか公共性という、まあ、100円でできるというお話もありましたけど、やはりそういういろんなことをですね、研究しながら、今後十分進めなければならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3番（永田 勝美 君）

費用の点で言いますとですね、冒頭で申し上げた外出支援の取組ですけれども、ここで先ほど利用が75歳以上の方の半数、2分の1の皆さんが利用されていると。しかし、利用されているんだけれども、例えばそこに年間48枚、1か月に4枚のチケットが配られるんですけども、そのチケットのうち使われているのは半数なんですね。トータルで平均すると、24枚程度ということで、費用的にはですね、1,000万円程度が大体町から補助されているというふうにお聞きしています。

そうなると、全員が100%使うと4,000万円程度かかるわけですね。ですからその差額と言いますか、これは別に無駄遣いしろと言っているわけじゃなくてですね、その費用も活用すればですね、先ほど言いましたように循環バス、三股町、人口2万5,000人の町で1,400万円程度と言われてるわけですから、実際に町内でもですね、先ほど言いましたように、三股町では大

型の32人乗りのバスを2台と、小型の10人乗り、15人乗りのバスが動いているのですね。これは要するに、山間部だとか、あるいは狭い、狭隘な道を通る場合もですね、実際に運用できるようにということで使われているというふうにお聞きしています。

さらに、この三股町ではですね、実際に事業を始められてから、繰り返し時刻表の変更だとかですね、あるいはその時間帯の変更だとかっていうことをやっておられる。そういった意味では、取組ながらですね、改善をされてるというのがですね、非常に特徴的かなというふうに思いました。そういう点で、いずれにしてもその移動手段を持たない町民にとって、外出支援というのは、要望は切実であります。是非とも正面から受けとめた検討をお願いしたいというふうに思います。

特に、地域福祉計画の中でやっていくというふうに繰り返しおっしゃっておられますので、今後のプロセスについてもですね、お示しいただければと。検討に当たっては是非ともですね、議会や町民の意見を聞く機会を設けて、町をあげた事業として計画していくということを求めたいというふうに思います。今後のプロセスなどについて、お示しいただければと思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今後の作業スケジュールを、私どもが考えておりますのは、一応今年度いっぱいニーズ調査を進めていければというふうに考えております。早ければ、3月の議会の勉強会等々の中でも、今お話があったようなことの一部検討状況とかっていうことが報告できればというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

いずれにしても、先ほど申し上げたように早急な実現と、いわゆるトライアル・アンド・エラーと言いますか、中身について改善すべきところをどんどん改善していくというやり方が望まれるというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2番目の質問は、教育環境の整備についてであります。この間、小中学校の全ての教室に、特別教室を含めてエアコンを設置するという取り組みが始まっており、小中学校のトイレの洋式化も次年度からの計画と、来年、再来年の計画として進められると伺っています。一方で、小、中学校の、小学校、中学校の施設の老朽化については、さまざまな整備課題も残されていると認識しています。

その中で、最近保護者の方からの要望としてお聞きしたのが、口石小学校のグラウンドの水はげが、近隣の小中学校と比べても大変悪いというお話を聞きました。私も学校を見せていただきまして、校長先生に説明をいただきましたけれども、小学校のグラウンドの活用について調査は行われているのかなというふうに思いました。

雨の後、私が行ったのは雨の翌々日だったんですが、校庭がぬかるんで、大変乾きが遅いなあという感じがしました。子供たちがグラウンドを使えない状況は改善が必要だというふうに考えますが、検討されておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。教育委員会。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

小学校のグラウンド、特に口石小学校の水はけ対策等についてという御質問でございますけれど、小学校のグラウンド使用状況というのは、好天時は毎日、子供たちが昼休み等、思い思いに遊んでいる状況でございます。また、主には体育の授業に活用しておるわけですが、体育の授業も学級数によって変わりますけれど、現在の学習指導要領では週に1学級あたり3時間程度が活用される。そのうち、競技種目によっては体育館とか教室等も使いますので、その中の半分、体育の授業の半分程度は使用されているという状況で、昼間の活用状況は非常に高いというふうに理解しております。また、社会体育、地域の行事等にも活用されている状況でございます。

水はけ対策についてでございますが、これは平成27年に佐々小学校の水はけについての工事を行っております。口石小学校については未実施であり、最近は雨の後に1日あけないと運動会が実施できない。周辺地区、周りのほうはまだ少し雨の量によっては完全には乾いていない状況がございましょうが、そういう状況であるということは、私たちどもも重々理解しております。

議員御指摘の水はけの問題については、授業や社会体育、地域の行事に影響が来ないように、十分に検討を行っていきたくと現在考えているところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3番（永田 勝美 君）

お聞きしたところですね、水はけ対策については、中に、グラウンドの下に溝を掘ってですね、それで、そこに水はけ用のさまざまな緩衝物を入れて、さらにグラウンドを土で覆うという形で、水はけを改善するというをやられているというふうにお聞きしていました。そういう点で、口石小学校でも以前に工事をされたということも聞いておりますけれども、かなり期間が経っているかというふうに思いますので、状況はかなり深刻な状況でございますので、是非とも早急な検討と改善を求めていきたいというふうに思います。

教育関係の2つ目、教育環境整備の2つ目は、給食費用への助成の問題です。小中学校の学校給食の補助については、佐々町は県下でも先進的な取組を行っていると考えます。しかし近年、勤労世帯の収入は、賃上げから物価上昇率を引いた実質収入が十数年連続で減少となっており、子育て世帯の負担は年々厳しくなっています。また来年、次年度からは、消費税の値上げといったことも計画されています。

一方で、子育ての負担というのはますます大きくなっております。文科省の調査によれば、公立の学校でも給食費と学校教育費の合計で、小学校が年間9万7,000円、中学校で16万7,000円、高校では24万円の費用がかかっているとされています。これに校外活動を加えた総額では、小学校では30万5,807円、中学校では45万340円という調査結果です。

義務教育である小中学校でこれだけの負担が保護者に求められるというのは、義務教育を無償とした憲法26条に違反する状態ではないかと、本来、国がそういう負担を行うべきであると考えます。今、こうした状況を少しでも緩和しようということで、自治体としてもできることがあるということで、給食費を無償とするための補助を行うところが徐々に増えてきています。全国の学校給食費無償化の状況について見ますと、文科省の平成29年度の調査では、全国で82

の市町村が実施をしているという結果が報告されており、お隣の佐賀県では三つの自治体で実施をされているということでありました。

本町でも、学校給食費の一部助成が行われております。学校給食費は、月額で中学校5,000円、小学校4,000円が徴収されていますけれども、そのうち現在、第1子について20%、第2子40%、第3子80%を町から補助されています。

そこで、教育委員会に質問ですが、現在、町から補助している金額は、年間どれぐらいになりますか。これを全てに無料とすれば、どれぐらいになるか、試算されておればお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、私ども給食費の補助については、先進的な取組をしており、保護者の方にも喜んでいただいているように思っておりますが、平成30年度の町補助の見込み額は、1,700万円程度となっております。また、全額補助とした場合、無償化とした場合には、新たに4,000万円の追加予算が必要となり、年間5,700万円の町単独予算が必要になるという試算をしておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

町長にお聞きしたいと思いますが、学校給食費を全額無償化とするお考えはありませんでしょうか。子育て世帯の定住促進や、あるいは少子化対策としても極めて有効ではないかと。また学校における給食事務の軽減にもつながるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員も御承知のように決算で、本町でも物件費とか補助費、補助費、扶助費がですね、年々増加しております。平成29年度の決算におきましても、財政的な問題に対しまして、議員の皆様からもですね、いろんな御意見を伺ったところでございまして、町としましても、やはり長期的な町の財政という状況を鑑みながら、やはり計画的に、やはり安定的な財政というものを進めていく必要があるのではないかと、私も考えてまして、やはり給食のあり方というものは種々御意見があると思います。もちろん、全体的に町単独というか、新たに4,000万円の単独費用が出てくるというのは、なかなか、本町の小さなですね、町ではなかなか難しいのではないかと考えてますし、やはり現段階ではこの全額補助をする、年間5,700万円を出すというのはなかなか厳しいのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

確かに小さい金額ではないし、毎年経常的にかかるということですから、大変な負担になるわけですが、県内では残念ながら、まだ自治体として全額助成をしている自治体は一つもないという状況であります。しかしながら、例えば医療費の、子ども医療費の無料化についても、松浦市に次いで佐々町が高校までの子供医療費を無料化すると。あるいは現物給付も実現するというところで、町単での取組が進められています。そうした取組は、他の自治体にとっても非常に大きな刺激となるのではないかとこのように思います。しかもその、そのことはですね、この負担というのは、本来、町だけで負うべきものではない。

例えば、子供医療費の問題についても、市町村が無料化を先行した結果ですね、県が今6歳児までの医療費の無料化について、一定の負担をするということになってきておりますし、さらに政府もですね、子育て無償化ということで、さまざまな手立てを打つということになっていきます。ですから、これは町だけの仕事というふうに考えないで、やはり町は住民とともにですね、やはりその要求実現をする。本当にその暮らしを守る、子どもを守るという立場に立てば、先進的な取組は、いずれ町にとっても大きな貢献をもたらすものになるのではないかとこのように申し上げておきたいというふうに思います。

ですから、是非とも給食費無料化についてはですね、まあ、お隣の佐賀県でもそういう経験があるわけですから、そういったものを調べたり、あるいはその経験に学ぶなどしてですね、実施に向けた積極的な検討を求めているというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。国保制度の改善についてであります。国保制度の改善については、向けては、国保税が高過ぎる現状について、今、全国の知事会は市長会、あるいは市町村会をして、国の負担を増やすことを要求しています。それは、協会けんぽなどと比較して、国保の場合は保険料、保険税が著しく高い。その是正を求めて、2014年度には年間1兆円の公費投入が必要という要望書を国に対して出しています。

国保には、協会けんぽなど、ほかの被用者保険にはない、均等割、平等割をという保険料算定の仕組みがあります。被保険者世帯の場合は、収入に保険料を掛けて計算する、料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保の場合には、所得に保険料率を掛ける所得割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各家庭に定額でかかる平等割を合算して算定されます。この均等割は、赤ちゃんから高齢者まで、国保に加入する全ての世帯員が対象ですから、赤ちゃんが生まれたら、均等割が一律にかかるという過酷な制度となっています。

均等割、平等割をなくせば、国保保険料は協会けんぽなど被用者保険の保険料と同水準となります。そのために必要な財源は約1兆円と言われておりますから、先ほど来紹介した全国町村会、あるいは知事会、こういったところが要求している1兆円という金額は、非常に根拠のある金額かなというふうに考えます。国に対して要求をあげ続けていくことは、引き続き大切であると思います。さまざまな制約はありましたけども、3,700億円、国は負担をするという変化も生まれています。是非、引き続き要望を進めていただきたいということでもあります。

しかし、町としてもやれることもあるのではないかとこのように、前回提案をいたしました、多子世帯の子供さんが3人以上いる世帯の均等割額について軽減をする。せめて3人目の子供さんの保険料を免除するという内容ですけれども、前回町長は、市町連絡会で協議したいと言われました。その後も検討は行われておれば、お示しいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

多子世帯の保険税軽減というところで、前回の議会でも申しましたとおり、国保の都道府県化に伴いますですね、縣市町国保連携会議、こちらのほうでその国保税の減免基準統一に向けた方針につきましてもですね、協議を行っていくこととなっておりますけれども、この会議の統一に向けた協議の中でですね、多子世帯向けの減免措置をその本町だけで独自にできるのかっていうところにつきましてもはですね、各市町並びに県とですね、十分協議を行いながら、今後十分研究したいと考えております。

この前の会議の中でも、まだ部会のレベルの中でもですね、そういう話は上がってはきておりますけれども、まだ具体的に、前進したその協議までには至っておりません。議題としては上がっておるといふ状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

この問題は、大変切実な問題なんですね。ですから、例えば佐々町の場合は、国保世帯の中で3人目の子供さんがおいでになる世帯というのは48世帯というふうに、前回町長お答えになりました。均等割が2万8,000円、2万7,000円ですか、広域負担分を含めて計算すると、134万円程度の財源で可能となるわけですから、少子化対策、子育て応援という見地から見ても、皆さん賛同いただけるのではないかとこのように思います。

そういう点で、市町連絡会、町村協議会での協議を待ってということなんですけれども、実際には、例えば保険料率だとか、保険税率だとかですね、そういったものについては各市町村で独自に決めるわけですから、ここについてはですね、そうした制度を改善していこうというのに、ほかの市町村が反対ということは当然考えられないわけでありますから、是非その実現に向けたですね、積極的な検討が求められるというふうに思います。それはまさに町の姿勢としてですね、その子育てを応援するのだと、少子化対策をやるのだということを、そういう立場でですね、やるべきではないかと。

そもそも高過ぎるということについては、町だけではできない対応もありますけれども、町ができることについては、せめてやるべきではないかとこのように思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

多子世帯への保険税の軽減ということでのお話でありました。これは各市もですね、そういうことでお話があって、やはり統一して、やはり県下ですね、統一しようという話も出ていますし、国への要望を行おうということもやっていますので、そういうことで、町として、今すぐ町がするというのは、なかなか厳しいのではないかとこのように思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

先ほど給食費のことでも申し上げましたが、条件のあるところから始めるというのが、やはり大事なのではないかと。佐々町の場合はそういう状況ですよ。130万円程度で実施できる。そのことが実際に世帯割、均等割のね、年間2万8,000円を払わないでいい世帯を増やしていくとってということだし、そういう子育て世帯というのは、そんなに高収入ではないわけです。国保の世帯というのは、本当に、全体としては収入水準低いわけですから、そういったところに子育てを応援するのだという姿勢を示す上では、極めて重要な対応だというふうに考えます。

是非とも、正面から受けとめた検討をですね、お願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、市町村の国保連携会議という、統一に向けた協議がなされるということでございますので、やはり多子所帯へ向けた減免措置と言いますのは、やはり本町で新たに設けるといっては、なかなかできないと今考えておりますので、これについては十分研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

国保の都道府県化というのは、財政的な安定を図るということや、さまざまな要素がありますけれども、そうしたですね、その個別の改善を阻害するものであってはならないというふうに思います。そういった意味で、是非正面から受けとめた、積極的な御検討を求めたいというふうに思います。

実際に、都道府県化と言いますけれども、県下の市町村の中では保険割、保険料の算定割の内容もですね、若干ですけれども違うところはたくさんあるわけです。そういったものを全て統一するというのは、現状に合わないということも言われているわけです。

離島と本土、全部統一できるのかと。そんなことはできないってことは、五島などでも言われているわけですから、そういった意味では改善に向けてやることについては、町独自で十分できるのだということをおし上げておきたいというふうに思います。

次のテーマに移りたいというふうに思います。原発問題と災害対策についてであります。原発再稼働反対ということをおし上げて、この間、町長の答弁については、原発の危険性はよくわかっているが、国が原発をベースロード電源と規定している中で、国が進めている政策に反対はできないということでありました。

町長の御意見はそういう御意見ですけれども、町内の皆さん、多くの皆さん、私が聞いた中で、原発再稼働賛成という方は、ほとんどいらっしゃいませんでした。ほとんどの町民の皆さん方が原発の危険性はある。今現状のままで再稼働に賛成するということとはできないのだということをおっしゃっていました。

町民の御意見を聞くということは、考えておられないのか。そうした議論を避けて民主主義は成り立たないのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

原発問題っていいですか、原発は危険だということは、私は認識はしてるわけでございます。ただ、今現状の、先ほども、この前もお話をいたしましたように、毎回御質問があっているわけでございますけど、やはり原発の再稼働というのは、国の方針でありまして、やはり国策でこれを推し進められているということでございますので、町長としまして国や九電に対しましても、意思表示とか、意見はこの前も申しましたように、申し上げることは考えてないということでございまして、また自然エネルギーの普及については、自然から得られるエネルギーということで、現在では太陽光とか風力とか、水力とか地熱などが主なエネルギーとして活用されているということで考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

この間も、町長の答弁の中で、今の段階ではまだ原発は必要と判断しているということがありました。先般、前回の質問でも若干申し上げましたが、太陽光エネルギーは現在、全国で原発10基分に相当する分の太陽光エネルギーが発生しているということでもあります。

11月の3日、4日、九電は太陽光エネルギーの出力が需要を大幅に超過するというので、太陽光エネルギーに出力制限をかけました、ストップをかけました。実際にかけた量というのは、100万キロワットに相当するというふうに言われていますから、そういう意味では原発を1基分ですね、ですから将来的に町長も言うておられたのは、原発を将来的になくす、そして自然エネルギーに切りかえていくということについては、その方向性は賛成だと、これは時の政権も言っているわけです。

ところがね、現状は、原発を再稼働したために、太陽光をとめるという事態が起きているんですよね。ですから、これはそうしてお考えとも違うのではないかというふうに思うんです。ですから、もちろんその夏場と冬場は違いますし、そして揚水発電所の利用だとか、さまざまな問題があるわけですけども、原発がいらなくなってきたという状況をですね、やはり是非お考えいただきたい。

さらに、町長の立場として、町民の安全、利益、安心、暮らしを守ることがですね、そういうお立場であることについて疑いはないわけですが、子供たちの未来にレガシーを残すということとはよく言われています。これが負の遺産であってはならないと。そういった意味では、原子力を、原発を1日も早くなくしていくという流れにはですね、やはり積極的にかかわっていくべきだということを改めて申し上げたいと。真摯な御検討を求めるものであります。

最後のテーマに入りますが、災害対策については、課題を絞って質問したいと思います。先ほど来、1番議員さんの御質問もありました。佐々町の災害対策について、当面する中心的な課題は何でしょうか。御紹介ありましたように、ことしの漢字は、「災」ということになりました。かつて経験したことのない災害に襲われた年でありました。そうした中で、町民の間から、佐々町の防災についての関心も非常に高まっております。大規模災害への備えも重要性が指摘されています。

そこで質問ですけども、佐々町の地域防災計画では、こうした大規模災害への対応、備えはできていないということでありました。災害を進める中心となる部署は総務課とお聞きしていますけども、担当者は兼務と伺っています。

そうした中で、この地域防災計画で対応が十分できるのかと。先ほど、来年までに、事業継続計画など、そういったものを完成させるというふうに言われましたけれども、そういったものが実際につくれるのかということをご改めたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

防災対策に対して、今、災害というのは、いつどこで何が起こるか分からないというのが、もうそれは我々も十分承知しているわけでございます。そういうことで、専門的な部署を、専門的な職員を置く考えということで、今御質問があったと思っております。なかなかこれが難しく、やはり、今、町としましては、担当として一時的には兼任と言いますか、消防班のほうですね、兼任をさせていただいていってるわけでございます。

町としまして、今後、職員と言いますか、それが増えるということになれば、やはり防災担当職員の充実というのは、十分検討しなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

佐々町の規模ですから、大規模なですね、防災課をつくれだとか、そういったことを言っているわけではないのです。しかしながら、最近の災害というのは、本当に考えられなかったような災害が起きる。そうした中で、大変甚大な被害が起き、時にはですね、役場の機能が損なわれるといったことなどもある。そういう中で、日々起こる新しい災害、そういう中で、その復興の中で得られた非常に貴重な知見と言いますか、各地の経験に学ぶことってというのは、なかなか一朝一夕ではつukれないのではないかとこのように思います。

佐々町のことは、役場の職員が一番詳しいということでもありますけれども、やはり、専門家というふうにはならないかもしれませんが、一定期間の蓄積のできる体制というのをとっていくことが欠かせないのではないかと。防災の研修などに出かけるということだけじゃなくて、やはり、各地の被害、経験に学ぶ、そういう必要であれば、現地に赴いて話を聞く、そんなことが必要なのではないかと。そのためにはですね、なかなか消防と兼務では厳しいのではないかとこのように思うんですね。だから、専門というふうには言いませんけど、専任の方を、1人ではなかなか大変なので、複数で何とか、あるいは課長が兼務してつてということもあるかもしれませんが、専任プラス1ぐらいの体制はですね、最低とらないといかんのではないかとこのように思います。

内閣府の防災担当が出した大規模災害時における地域公共団体の業務継続の手引きという冊子がありました。読ませていただきましたけれども、読んでみてですね、なかなか大変だというふうに思いました。特に、佐々町の庁舎の問題があります。庁舎が、今の庁舎で災害が起こったらどうなるか。そうであれば、次の庁舎に、次に、先ほど、昨日来言われているように、新しい庁舎を建設していくときに必要な知見というのもたくさんあるわけですね。防災上、必要な知見というのはあるわけですね。そういったものはやっぱりいて、蓄積がないとできないというふうに思いますし、そういう意味で、担当者を、専任の担当者を一定期間置くということについて、是非前向きな検討をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、先ほど私が申しましたように、災害というのはいつ、もう今何が起こってもおかしくないというお話でございます。やはり、町としまして、今、防災士が先ほど申しましたように、3人職員の中にいるわけですね。やはり、そういう方たちとも話しながら、今後やはり防災、全庁的なやはり防災計画を立てなきゃならない。

それと、もう一つは、新しい庁舎になっても、やはり防災の拠点になるわけですから、そういう方向性もあるわけでございますので、町として、防災担当職員の充実ということは、今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

最後に一言ですけれども、やはり、防災に対する認識について、町長と特に差異があるわけではございません。非常に重要なスタンスだと思いますし、そういった意味でも、大変急がれる課題になっていると、時期的にもですね、新しい庁舎を検討する時期に入っていますし、そして、ことしは、本当に災いの年でありました。大変町民の間からも、こういった問題について関心の高まっているときでありますから、是非ともそういった関心に応えるですね、情報を発信できる体制を求めて質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
1時まで暫時休憩といたします。

（11時58分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、橋本義雄議員の発言を許可します。

6番。

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、桜についてであります。平成16年、17年に桜の里づくりで植栽された桜が13年になろうとしております、過ぎようとしております。大きく成長したものもあれば、枯れて、多く枯れたものもあります。これは全国から集めた苗でありまして、その地に合う、合わないというのも枯れた原因の一つではないかというふうに思います。

その成長した桜を生かし、各公園の桜を生かしながら考えてみたらどうかと。今見直す時期

に来ているんじゃないのかなという気がいたします。例えば菖蒲園の周りの桜であります、しだれ桜はかなりありますけれども、そこに十月桜というのがあります。この十月桜というのは、秋から冬にかけて咲く桜であります。それにですね、ことしはあそこにモミジが大変きれいに紅葉をしておりました。

そういうことで、桜と紅葉が同時にできる、見られる公園をつくったらどうかというふうに思います。そのためには、ちょっと本数が足りませんが、そこに四季桜というものを植えたりとか、そうしながらつくっていけば珍しい公園になっていくんじゃないかと思います。

それから、皿山公園においても、管理棟の前の桜、それから窯体験の前とか、今ある桜をですね、生かしながら少しずつ変えていって、桜をまた見直すということを思っているわけですが、町長はどう思われますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、桜についての御質問がありました。本町においては、先ほど橋本議員がおっしゃったように、16年ごろから、平成16年ごろから桜の取組を行いまして、佐々町千年のさくらの里づくり事業ということで、町内各地に植栽をしたものでございまして、皆さんがよく目にするソメイヨシノを初めですね、桜堤の河津桜とか、それから大島桜、真竹谷のしだれ桜のさまざまな品種が今植栽されているわけでございます。

しかしながら、議員の御指摘どおり大きく育った桜の木もあれば、生育が悪くて枯れてしまった桜の木もあるわけでございます。このような状況というのは、いろいろな環境の問題も確かにあると思いますけど、やはりいろんなこの状況というのはあるわけございまして、昨年度、本町の主要な桜の植栽箇所におきまして、樹木医によりまして植生の状況の調査を行ったところございまして、この調査によって判明しました結果を踏まえながら、今後病気にかかった木などのですね、治療にあたり、治療でありましたり、生育の思わしくない木の環境改善等行うなど対策を行っていく、今準備を進めているところでございます。

このようなことから、まずは現状ある桜の木の維持管理っていうのをしっかり行わなきゃならないと考えていますし、今議員から御提案がありました、植え替えとか新たな植栽という、ついても、今後十分検討、研究をしながらですね、取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

それと、先ほど忘れていましたけども、桜堤の河津桜ですね。今の状況の中で、大島桜というのがあい中にずっと植えてありますけども、それと河津桜と交互に入っているわけですが、大島のほうが力が強くてですね、なかなか河津桜が太ってこないという状況でありますけども、それは剪定の仕方かどうかなるんじゃないのかなあということを思っております。

それで、そこにもあと50本ぐらい桜苗を、河津桜を植えるそうですね、西九州道路のほうからよく見えるようになるんですよ。そうすると、ああ、ここに桜があるのかなということでお客さんも来るんじゃないかというふうに思います。

実はですね、この桜と紅葉が同時に見られるということでですね、私は先月29、30ですね、東京に西九州道路の陳情に行った際に、飛行機の中でちょっとパンフレットを見たわけですよ。

そしたら、そういう同時に見られる里としてですね、愛知県の豊田市の小原というところですね、そういったところがあります。

ということで、ちょっと調べてみました。すごくきれいなところで、冬に桜と紅葉ができるということで、帰りましてすぐ菖蒲園のほうに行きました。菖蒲園にはですね、十月桜が10本ほどあるわけですけども、この四季桜系統についてはですね、たくさんあります。佐々にあるのがですね、十月桜と、もう一つアーコレードという桜があります。これはイギリスから逆に日本のほうに来た桜です。これは千本のほうにちょこっとありますけども、今ちょっと過ぎたかなというぐらいで、少し咲いていると思います。

そういった桜がありますのでですね、ちょっと菖蒲園の中に入ってみますと、先輩たちが植えられたモミジがことしはきれいに紅葉しておりました。そういうことから、ぱっとう思い出しましてですね、ここに十月桜、冬桜、不断桜、四季桜、寒桜、小福桜、アーコレードと、そういったものが秋から冬にかけて咲く桜であります。

ですから、そんなに手は要らないと思うんですよ。整備してある中に植えるだけですからね。ただ、苗についてはですね、安く買えば、ちょっと3年分ぐらいは、その苗床で育てれば、もう5年目ぐらいには大体花が見れるようになります。

それと、紅葉する樹木もですね、いろいろありますので、ちょっと考えてそれを植えることですね、新しい観光のポストがでくるんじゃないかというふうに思いますが、どうですか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変、今難しい御質問でございますけど、桜と紅葉と一緒に見られるということは大変すばらしいことだと思いますし、そういうことがちょっと私もよくピンと来ないんですけど、そういうことであればですね、町としましても十分研究しながら検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

先ほどお話がありましたように、西九州自動車道が新たな延伸をするわけです。その中で桜が見えるって、今でも多分見えると思うんですけど、そういうこともあるっていう、よく見えるようになるっていうこととお話っておりますので、そこら辺もあわせてですね、検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

今その西九州道路から見るといところはですね、桜が枯れている部分が100メートル以上あるわけです。そこに、法面に植えますと、西九州道路からまっぼしというような形になりますので、一回現地に行くとうわかんと思います。それは是非やってもらいたいなあという気がします。

それから、今のことにつきましてですね、予算的なものはそうたくさん要らないし、試験的にその菖蒲園の周りにそれをやってみて、そしてそれがよければですね、ほかのところにもという考えはあったんですけども。

まずその管理棟の上の桜についてをですね、先日あそこに滑り台ができるということで、現地に職員さんと一緒に行きました。50メートルぐらいの滑り台ができるということで、その状

況を見てきました。しかしながらその横のですね、道に、ずっと上っていく道の左側のほうにですね、紅豊ゾーンといいますか、紅豊という桜をずっと植えているわけですね。そいけん、その道の左に植えていますから、右側のほうに何かちょっと10本ばかり植えるとですね、またそこにいい桜のポストができるかなあということで、その上のほうの山のほうの桜というのは、もう大木に近い状況になっております。ですから、あとは草でも刈ってやれば、自然と桜の山ができてくるというふうに思っております。

それから、その横の窯体験施設の前の広場ではありますが、遊具が、立派な遊具が座っております。いいなあという形で見ておりましたけれども、まずその広場のところは、やはり排水が悪いです。排水が悪いために岸のほうに植えている桜は太りがもうとまっております。

ということで職員さんと話してですね、ああ、ここに排水施設はできんのかということをお話しましたら、やはりそこには20センチぐらいはぎとって、バラスを入れないと排水はできないと。かなり予算的にもかかりますよということでしたので、そうやということで帰ってきながら思い出したんですけども。あの場所にはですよ、山からずっと雨が流れてくるわけですから、岸に側溝の大きいやつをつければ、それはそこで排水はとまるんじゃないかなあ、できるんじゃないかと。そうすれば子どもが遊び来たときも遊ばれますし、桜も大きくなると、そういうふうに思いました。

それから、その上のほうの公園を見えますとですね、たしかあそこんにき十月桜とかいろんな桜が植わってたはずなんですけども、まず梅の木はほとんど枯れてしまっておって、それで桜も余りなかったというか、カズラでほうってわからんやったのか、そこんところはあれですけれども、とにかく手入れをしていなかったためにですね、あんまりこの公園らしくないというか、もっと公園らしくせんばいかんね、遊具だけで、あとは山ということじゃいかなのじゃないのかなという気がしました。大体そこも先ほど言った、同時に紅葉と桜が見れる里にしたらおもしろいなあというふうに見てきました。町長は、その公園には行ったことあるきゃ。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

もちろん公園にも何回も行ったことがありますし、そういうことを見たことがあります。確かに先ほど申されました管理棟の右側には何もないということで今お話がありました。これは十分検討の余地があると思いますし。

それから、窯体験施設の上のほうですね、子どもさんが遊ぶ場所になっているということで、あそこが排水が悪いということでお話が今ありました。これについては担当課のほうでよく調べていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、梅の木が枯れているという、手入れをしていないということで、年間的にこう伐採、伐採って言いますか、草刈り等の処置はやってると思いますので、今後担当課にそういうことでよく見させていただいて、調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（橋本 義雄 君）

そういうことですね、やはり皿山っちゅうのは佐々町の一番の公園でありますので、せっかく遊具ができて、そしてその周りが整理されていないとなればですね、やっぱり余りよくな

いし、あそこにはヒラクチがたくさんおりますのでね、あんまり野暮にしたら被害も起こりますので、そこんところもちょっと用心して整備をしてもらいたい。

それとですね、そこの中にはですね、もうほとんどフェンスで囲ってあるんですけども、どこもイノシシがほじくってですね、もうかなりほじくってました。そのイノシシ対策にしても、どこからか来るんでしょうけども、ちゃんとフェンスが張ってますから、それをこうちょっと見てですね、やっぱり対策は講じないと、ちょっと大変なことになるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、真竹谷ですけども、真竹谷についてはついで行ってみました。はっきり言って成長がとまっております。やはりそういったことであればですね、やはり排水をよくするとか、今からの手入れであれば、枯れ木をとってやる、枝を整備してやる、そういったものをやると、また大きくなりだすんじゃないかというふうに思いました。

樹木医が見てもろてつけたということでもありますけども、私は今言ったようにですね、もうそういったものをすれば回復に向かうんじゃないかと、そういうふうに感じたもんですから、今言っているわけですけども。あそこももう少し手を入れることで、にぎわいが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

それからですね、先ほど言った桜堤ですけども、桜堤の苗は五、六十あればいいと思うんですけども、河津桜の苗というのはピンからキリまでありまして、小さいやつはもう1,000円前後であります。そして大きくなれば幾らか高くなりますけれども、安いやつで買って3年ぐらい床にすれば、もう5年目からは桜の花が見れるようになりますので、是非そこに加えて植えてもらえればと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

今、議員御提案のありました桜の苗を育ててという話でございますけども、今桜の管理については、本町の作業班のほうが管理を行っているわけでございますけども、その管理で今手がいっぱいというところでございまして、また、あと専門的な知識もないという状況でございます。

確かに苗を育てて、そういった補植用にすることも考えられるんですけども、その育てる場所のまず確保が必要であると。それから専門的な知識を持ってそういうのを苗として育てなければならぬということもありますので、そういったところから考えますと、なかなかそういった苗を育てていくというのはちょっと厳しいところがあるのかなというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今ちょっと、そういうことじゃなくてですね、苗木をやはり50本程度植えてくれということで、今お話があったと思っております。河津桜ということで、今のもう一つの桜のほうに負けているというお話がありました。

しかしながら、河津桜50本植えるというのも、やはり間隔とかですね、いろんなことでどうなるのかっていうのを十分やはり検討しなきゃならないわけです。そこの中にぼんぼん植えていくっていてもまた、あと手入れとかいろんな問題がありますのでですね、これについても

やはり十分検討しながらですね、やっていかなきゃならないと思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

そういったいろんな事情があるかもしれませんが、私もこう経験して言えることですが、ひよろつとした1メートルの苗を買って2年育てて、3年目に植えて、今アリアケジャパンの裏あたり、訓練校の裏に700メートルの河津桜が植わってます。今おかげで手入れをされていて、きれいに育っていると思いますが、そういうふうに、そういう難しいことじゃないと私は思います。ボランティアとかそういった人たちも集めてでもできますので、前向きに考えてもらえば、商工観光につながってくると、そういうふうに思いますので、そこんところをよろしくお願いいたします。

それから、神田の工業団地に桜が植えてあります。その桜については、もう大きく成長をしております。しかしながら、きれいな花が咲くんですけども、これはどういう桜なのか、何ちゅう桜なのかという声が多くみられます、あ、聞こえます。前も一般質問のときに言ったと思うんですけども、やはり名札をつける、そうすることによって、ああ、これは何ちゅう桜だなということわかりますので、今ですね、付けないと、もうだんだんわからなくなります。あそこに植えた地図が、まだ役場に残ってると思います、設置図がですね。

それと、桜の咲いた状況等を見ながら名札を付けていかないと間違うと思いますので、そういった名札をつけたり、またそこだけじゃありません。ほかのところの桜も有名な桜がかなりあります。そこんところの名札については、付けることはできないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

工場団地の中の、工場団地横に埋まった周りの土手ですね、桜が植えてありますので、これについて名前がわからないということであれば、町として名前は調べても、よく何か、うちに記録があればですね、わかると思うんですけど、ただ名札を全部付けるとか、そういうことはなかなかですね、厳しいのではないかと。ただ、そういう珍しい桜があるのか、樹木医さんとも話をしながらですね、やっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

神田の工業団地の中にはですね、台風で倒れて切ったとは別として、40種類弱あると思います。ですから、そういったことを考えるとですね、ほかのところの地区も結構あります。例えばあその真竹谷に植わっている今大きな桜があるんですけども、それはタカトオコヒガンと言って長野県のもんですけど、もう名札が木でしとったもので、もう割れてわからんようになりよつとですよ。せいけん、そういうところもこう少しづつこうしていけばいいのかなあと。

例えば、管理棟の上には兼六園の菊桜とか熊谷とか植わっております。それから、今言った焼き物体験室の上のほうにも佐野桜というのがありまして、これは日本桜の守の佐野藤右衛門

さんが、いち——

議 長（淡田 邦夫 君）

橋本議員、すいません。質問しておられますけれども、今あの桜の講習会のような形になっておりますので、そこら辺のところよろしく願いいたします。

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

はい、わかりました。

とありますので、どうかそこんところはどがんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ちょっと今、橋本議員がおっしゃったいろいろな専門的な桜の名称を言われたんですけど、私もちょっと桜のソメイヨシノとか河津桜ぐらいしか、私もよくわからないですね、内容が。やはりこれについては、前植えた記録があればですね、それを見ながら先ほど申しましたように、名前がどうあるのかというのは調べさせていただきたいと思っておりますので、ちょっと中身がこうどんな桜っていうのはちょっと私も把握ができませんので、そういう何かあればですね、見て探させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今いろいろ桜のことを言いましたけども。まず三大花祭りのその祭りをですね充実させるために、少しずつ加えていったらどうかなあという考えを持っておるわけです。

そいけん、そういうことですね、何か一つ芯がないとなかなか観光というのは呼び戻せない、呼び込めないというふうなこともありまして、新しく考えることじゃなくて、今あるものに少し手を加えて、そしてやっていけばと思いますが、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、この前も観光関係の観光協会の件でも観光の件でもお話がありました、御質問がありました。やはり観光、佐々町の観光というのは先ほど橋本議員もおっしゃったように、桜というのはメインに入るわけでございまして、その付加価値をかけるということは大変いいことじゃないかと思っておりますし、今後そういうことができるのかどうかっていうのも、先ほど申しましたように、名前を付けるとか、そういうこういう桜がありますよというのは、確かに付加価値になるかもわかりませんので、それは町としてそういう記録が残っているかどうかですね、調べさせていただきたいと思っております。名札については、やはり町として、どのぐらいどうなるのかっていうのも、やはり町としてよく検討しなきゃならないと思っておりますので、そういうことでよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

できたら早く検討されまして、桜が咲くころまでには何とかしてもらえかと思います。

次に移ります。菖蒲園についてであります。作業班の方で管理をされて、毎年きれいな菖蒲が咲いております。長崎県では大村が一番ですけども、それに次ぐ北松の菖蒲園ということですね、地域の方々が大変毎年期待をしながら見に来ておられます。そういったことからですね、今見てみますと、株分けをするたびにだんだん強い品種が残ってですね、色が大体同じ色になってきております。そういうことですね、できたら品種を、また違う品種を入れるとか、大村市の菖蒲を御相談するとか、そういったことをまた今の菖蒲園の中で名札を付けとって、そうして株分けをしていくとか、いろいろ方法はありますけども、そういった方法をとってですね、できたらもう少し色合いがある菖蒲園にしたらどうでしょうかと思いますが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

菖蒲園に関する御質問でございますけど、この皿山菖蒲園は平成2年度から着手いたしまして、西部自然公園事業ということで一環で、平成5年度に整備したものでございまして、園内に江戸系と、それから肥後系の花菖蒲約2万株が植栽をしております、毎年5月から6月下旬ですかね、の間にきれいな花を咲かせてということで、町民の皆さんをですね、町外からもたくさんの方が訪れまして、楽しんでいただいていると考えております。

この菖蒲園につきまして、現在建設課の作業班で維持管理を今行っているところでございますが、やはり議員の御指摘が今ありましたように、長年、毎年株分け作業を行う中でですね、やはり桜の咲き具合、花の咲き具合と言いますか、桜じゃなくて、すみません、花の咲き具合がやはりむらが出るということは、私も聞いておりまして、そういう色が偏ったりしているということでございます。

この問題の対応というのがなかなか難しく、作業班の素人だけ対応というのは、なかなか難しいわけございまして、やはり専門家による助言とか、技術的な支援が必要ではないかとも町としては考えております。

しかしながら、やはりこういう場合、民間の造園業者等の業務委託って言いますか、そういうこともやはり考えながらですね、適切な管理が行わなければならないと考えておりますので、これは十分検討を行わなければならないと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

実はですね、平成19年かそのくらいだったろうと思うんですけど、根腐線虫で一回全部全滅したことがあるんですよ、菖蒲園がですね。そのときに大村市さんに相談をいたしまして、運んで、そうして株分けをして、そして今の現在の菖蒲園にあるわけですよ。

ですから、そういったことでですね、ちょっと相談すればできんかなあという気がしましたもので、そういったこともありますし、菖蒲するには確かに手が要ります。株分けするにも作業班だけではできませんし、シルバーさんも雇ったりとかいろいろ考えなくてはいけない面もあります。

そういったいろんな方法を考えてですね、業者さんでもできる人がおれば云々ということも考えながらですよ、できたらいい菖蒲を、皆さん、地域の皆さんに見せるような形をとっていただければと思います。私もそういうことでですね、応援はしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そういうことで、菖蒲については、本当に作業班の方はほかの仕事をしながらその管理をするということであればね、もうやはり少しずつ少しずつ作業も遅れていきますし、そういった仕事もですね、なかなか難しいと思いますので、その辺のところを考えてもらってですね、できるような体制をとっていただければと思います。

次に、シロウオ祭りや米づくり体験についてということで、毎年シロウオ祭りが行われているわけですが、昨年は産業経済課がシロウオ体験をされました。そして、ことしは地域おこし協力隊においてされました。じゃ、次はどこがするのかということと、その実績はどうだったのか。そして地域おこし協力隊の方が行っていた米づくり体験というのはどうなさるのか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

シロウオ祭り、米づくり体験ということで今お話がありました。三大花祭りの河津桜・シロウオ祭りの毎回、毎年3月上旬に今開催しているわけですが、今年度も商工会中央部会が実行委員となりまして、MRの佐々駅前裏の駐車場におきまして、出店とかステージイベントが計画されているわけですが、

その祭りの一環として例年、シロウオの漁体験ということで実施されておるわけですが、昨年度は今議員がおっしゃったように、地域おこし協力隊が中心となって1か月ほど開催を行いました。その結果、47組の190の方が参加されまして、次回も参加をしたいということで好評をいただいております。

また、米づくり体験というのも地域おこし協力隊が耕作放棄地の解消事業ということで企画しながら、町内企業に参加いただいて3年間実施されておりまして、参加された企業では年内の行事として位置づけられているようでございます。

今、議員が御心配されておるとおり、中心となっていた地域おこし協力隊員が今度退任されたということで、今後の事業の進め方については十分検討する必要があるのではないかと思っています。

シロウオ体験については、河津桜・シロウオ祭りの実行委員会から今年度も継続して実施したいという申し出を受けておりまして、実施応募につきましては、現在担当課と協議中ですが、漁体験をまた期待される方が参加できるように町としても検討していかなくやらないと考えているわけですが、

また、米づくり体験につきましては、参加された町内企業の方からは協力可能であるという回答をいただいておりますが、御存じのように稲の状況を常に管理する必要があるとしまして、現時点では継続は難しいのではないかと、なかなか厳しい状況でございまして。しかし、耕作放棄地の解消事業として有効な取組となっておりますので、今後この実施方法というのは十分担当課を交えてですね、研究をさせたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

昨年は河津桜が遅れて、シロウオ祭りに間に合わなかった状況であります。普通ならば河津桜とシロウオ漁ということにぎわうわけでありますので、まずこの祭りに対してのですね、駐車場っていうのはいつも言われているわけですよね。期間中別にして、かなり河津桜を見に来られるわけですけども、その駐車場の完備というのがなかなかされてないんじゃないかなど。ほかの議員さんも質問をされておりましたけども、そういったものを含めて駐車場はどういうふうに考えているのか。

それから、シロウオ祭りとジョギングフェスティバルとは一緒になるわけですよね。そして桜、河津桜と3つ一緒の日にあるわけですので、そういった連携というのをですね、シロウオをいかに仕入れるかとかそういったことも含めてですね、そういった連携をしながらうまくやっていかないとお祭りはできないんじゃないかと思いますが、その上で担当どう考えておられるのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

今年度、シロウオ祭りに関しましては、ジョギングフェスティバルと同じ日にちになるろうかというふうに思っております。それで現在協議のほうも進めておりますが、来られる際にはですね、祭りのほうにも来ていただくような形をとれるんじゃないかというふうに考えまして、駐車場のほうになりますけども、役場裏の駐車場と、あと、大きくは観光情報センター前の駐車場がありますので、そちらのほうも利用いただくという形のほうでシャトルバス等を出しまして、あと農協のほうとかの駐車場もお借りしまして、その辺でこう回していこうというふうな形を現在考えておりますので、全体の流れの中では駐車場の解消につながるんじゃないかというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

一応3者一緒にやるわけですので、連携をしながらですね、お祭りが成功するように頑張っていたいただければと思います。

あと、米づくり体験につきましては、遊休農地、そういったものも含めて考えるということでございますので、そういうことで考えていただいて、私の質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

2時まで暫時休憩といたします。

(13時40分 休憩)

(14時01分 再開)

— 日程第3 議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、資料のほうをお願いいたします。

議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正についてということで、同じく73号の資料と一緒にしておりますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に伴いまして、特別職及び議会議員の期末手当の支給率を現行の3.30月から0.05月引き上げて3.35月にするものでございます。

施行時期につきましては、30年の12月1日ということで、30年度につきましては、6月期は既に支給済みですので、12月期を1.725月を、現行1.725月を1.775月、31年度からは、これを平準化するというので、1.675月、6月期、12月期を1.675月に改正するものでございます。

それでは、議案書のほうをお願いいたします。

朗読いたします。町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、当該改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで。条文のほうでございしますが、3条のほうです。ここが町長、副町長の期末手当になります。先ほど説明しましたとおり、1.725、12月の支給する分が1.725月を、すいません、100分の172.5を100分を177.5に変えるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在

しない場合には、改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、こちらが教育長の部分でございます。

続きまして、3ページのほうの第3条、議会の議員及び議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線の引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、こちらにつきましてが、議員さんに対しての期末手当の改正の部分でございます。

続きまして、4ページ、第4条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、こちらが31年度期末手当を平準化する部分でございます。こちらが、町長、副町長に対しての期末手当を支給する分でございます。

続きまして、第5条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正するということで。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、こちらが教育長に対しての期末手当の31年度以降の平準化の部分でございます。

最後に、第6条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等、次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線の引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えると。こちらが31年以降の平準化の部分でございます。議員さんに対する平準化の部分でございます。

附則。施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、第4条、5条、6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

適用、2、この条例中、第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第4 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、朗読の前に資料のほうの説明をさせていただきます。先ほどの資料と同じになりますが、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、人事院勧告に準じた一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律に伴い、以下の改正を行うということで、人勧に基づいた改正になっております。

給料表につきましては、民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げることとした人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

行政職の給料につきましては、改定率が0.2%、平均ですね。1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度改定するものということで、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本としております。

医療職給料表、現業職給料表につきましても、現業職給料表との均衡を基本に、人事院勧告の内容に準じて実施するものでございます。

あと期末勤勉手当、こちらにつきましては、平成30年12月期の支給割合を0.05月引き上げて0.95月分とし、期末勤勉手当の支給率を年間4.45月に改定するものでございます。

現行は、我々が4.4月という形になっております。また、期末手当について、年間支給率は現行どおりとするが、31年度以降の各期の支給率を平準化するというので、表のとおりとなっております。

なお、影響額につきましては、さきに総務厚生委員会のほうで説明させていただいておりますが、最終的な部分が裏面のほうに、実予算影響額ということで記載しております。委員会報告時と若干違った数字につきましては、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

続きまして、議案のほうの朗読に入らせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加えるということ。

まず、宿日直手当ということで、4,200円が4,400円ということで、職員の場合200円の増額になっております。第20条ですね。

続きまして、2ページ。第22条の勤勉手当でございますが、6月に支給する場合は100分の90、12月に支給する場合は100分の90が100分の95という形になっております。

同じく再任用の職員ということで、こちらのほうにつきましても、6月に支給する場合は100分の42.5、12月に支給する場合は100分の47.5ということで、42.5が47.5に改正されております。

3ページからずっと表になりますので、こちらは先ほど説明いたしましたとおり、初任給が1,500円、若年層が1,000円、あとその他の職員が400円ということで改正されてる表でございます。また、医療職、現業職につきましても、同様な形で改正させていただいております。

27ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1条）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線の引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということ、こちらが31年度以降の期末手当の平準化の分でございます。

28ページにいきまして、附則。施行期日等、1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

適用、この条例中第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

給与の内払い、3、前項の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
執行の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
5番。

5 番（阿部 豊 君）
勤務労働条件の変更の提案でございます。確認です。団体交渉等労使合意による提案であるものかの確認を行いたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）
組合のほうには、12月14日に団体交渉を行い、この給与改定については妥結させていただいております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。
8番。

8 番（須藤 敏規 君）
今までなかなか人勸の給与面だけが審議されておりますが、御存じと思うんですが、人事院のほうから職員の人事管理に関する取り扱いについて、同じく報告がなされております。例えば、今回の国会における森友・加計問題から、文書改ざん、公務員の整理とか、行動規範の意識の再度の徹底、それから、公文書不適正な取り扱いに対する懲戒処分の明確化、成績主義に基づいた人事管理、人事評価を行う実績主義による昇給のあり方、それから、長時間労働の是正、仕事と家庭の両立支援などいろいろ出ております。まあ、毎年8月に人事院勧告はなされますけども、ここ向こう1年間、以上今行った後に、どのような考えで取り組む考えであられるか、町長に答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、須藤議員からお話がありましたように、人事院勧告で今人事管理ということで評価もやらなきゃならないということもありますし、それから、労働時間ですね、労働時間が多いとか、職員の増も考えなきゃならないということで、町としましても、副町長、それから、3役協議をしながらですね、職員の待遇改善というのもやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

当然、こういう報告がありますから、取り組んでいただくのは当然なんですけど、そしたら、具体的にどのようなというのはあるのかどうかお尋ねします。

私思うのはですね、今の宿日直の廃止、プロのガードマンとか、そちらに委託をすること、夜間、政策的に町長が引き継いでおられる夜間役場、これは、リフレクスタイムに移行していくと、そういう検討をしてもらおう。あとなかなか年休がとれてない。これは、労働基準法とかこういうものも一緒ですけど、年休の年末には買い取る制度は、これは可能となっていますので、御存じと思うんですけど、それをするか。

あと一般質問の中で労働時間が1,700時間程度と、総務課長から答弁を受けましたが、程度は本当に把握しているかどうかは、この次回に確認させていただくんですけど。

要するに、今の職場体制の仕事が多いのか少ないのか、見直して削減していくのが一つ。家庭に帰れるように、言ったごと、兼業を認めてやって早く帰すこと。いろんな方法がありますけども、そういうとの案があればお示しいただければ。私が言った日直の廃止についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、12月のこの前総務課長が話しましたように、団体交渉を行ったときにですね、組合のほうからも、日直の廃止についてと、それから、人件費じゃなくて、超勤ですね、超過勤務についてということもお話がありました。それから、人員増の話もありました。そういうことで、中身はですね、宿直、宿日直も、やはり先ほどリフレッシュですか、リフレッシュでやらなければ、宿日直の廃止もお願いしたいということで、今後、やはりそういうことの中身につきましては、組合とよく話しながら、町としては対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

なかなか職員を増やすというのは、定員管理計画で示してある、それは可能かもわかりませんが、その方を入れても、まだまだ仕事の量が多いということで、長時間労働を強いられている。国が示しているのを読みますと、やはり、勤務命令を出すのは、絶対やむを得ない、日常業務の中で、特殊な場合しか認めていないということなんですから、そこら辺はですよ、こう精査してですね、適正にやっていただきたい。また明けましたら、新しい年が明けましたら、機会があったら質問させていただきますので。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。暫時休憩とさせていただきます。

（14時23分 休憩）

（15時45分 再開）

— 日程第5 議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん方には、大変お待たせをいたしました。

先ほど執行から、議案第74号について、議案第74号の撤回要求がありました。それで、議会運営委員会で諮問をいたしましたところ、そのまま議事を進めるべきという判断に得ました。よって、今から、日程第5、議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

ページをめくっていただきまして、別紙ということで、連携協約を記載しております。

佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約でございます。佐世保市（以下「甲」という。）及び佐々町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月29日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である西九州させば広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

目的。第1条、この連携協約は、甲及び乙が中長期的に連携して、圏域全体の経済成長の圏域、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより、人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

基本方針。第2条、甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組を相互に連携して推進するものとする。

連携する取組及び役割分担、第3条、甲及び乙が相互に連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

費用負担。第4条、前条に規定する取組及び役割分担に要する費用負担については、甲及び乙が協議して別に定める。

協議。第5条、甲及び乙は、この連携協約の推進に関し、相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

変更及び廃止。第6条、この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

附則。この連携協約は、平成31年4月1日から施行する。

次ページ以降の説明については、割愛させていただきたいと思っております。私からの説明は以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（15時50分 休憩）

（15時51分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

質問をいたします。連携中枢都市圏の問題、西九州させば広域都市圏の問題について。

この現在の要綱を定めた2015年の国会において、当時の高市総務大臣は、従来の一部事務組合による広域連携と、それからこの連携中枢都市圏による連携、何が違うのかという質問に答えて、一部事務組合などは、従来、一部事務組合など従来の広域連合は、ごみ処理などの事

務を共同で処理するものであります。

これに対して、連携中枢都市圏は、経済成長の牽引等を行うことにより、人口減少、少子高齢化社会においても、活力ある経済社会を維持するための拠点を形成するものと答えています。つまり中核都市が地域の経済成長を引っ張ると言っています。

その際、今回の西九州させば広域都市圏の連携項目の中で、佐世保市が中核となる今回の事業の中で中核的事業として、佐世保市が高次都市機能を集約・強化するための4つの連携事業が挙げられています。その内容は、1、クルーズ船入港体制の整備、2、統合型リゾート誘致推進、3、名切地区再整備、4、俵ヶ浦半島開発、この4つの問題がどうして佐々町を含む地域の経済成長を引っ張るといえるのでしょうか。いずれも連携課題と言うけれども、佐世保市の独自の事業であり、他の連携市町はこれに協力を求めるという内容です。

そこでお聞きします。統合型リゾートとは、I R、すなわちカジノを含む統合型リゾートのことですが、このカジノを誘致するために佐々町も協力するということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

御質問にお答えいたします。連携中枢都市圏につきましては、先ほども議員からお話、言われたとおり、中核市、中心市がこの圏域の活性化、人口減少対策のために取り組んでいくために、この連携中枢都市圏としてやっていくものなんですけども、今回、このクルーズ船入港体制整備とかI Rとか含めて4項目入ったということで、これは中心市である佐世保市が、その佐世保市の中心部の活性化、都市機能を高めることで、その中心部圏域の魅力を高めて人口減少を食い止めようと、地域の活性化を図ろうというものでございます。

これに対して佐々町については、この項目4件については、佐世保市の行うことに対して協力するという事は、同じ圏域に入るということであれば、それを応援するというそういった趣旨のものでありまして、その事務負担とか費用の負担、役割を求められるものではないというものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

カジノを誘致するために応援するというふうにお答えになりました。カジノは賭博であり、賭博は刑法で禁じられています。カジノで経済成長を引っ張るという構想は間違っていると考えられませんか。

カジノでは、先般の県議会でも中村知事はギャンブル依存症発生のリスクを否定しませんでした。この間、パチンコなどで多くのギャンブル依存症患者を発生してきた事実を見れば、その経済成長は多くの国民の犠牲の上に成り立つものだという事になりませんか。なぜならI Rが狙うのは日本人だということですか。

誘致に熱心な大阪などでは、客の7割から8割を日本人と見込んでいると言われていています。インバウンド、観光立国を目指すという政府の説明や現場の自治体の想定との間には、明らかなずれがあるのではありませんか。

カジノは、負けて不幸になる人がいてはじめて成り立ち、新しい価値を生み出すわけではありません。果たして健全な成長戦略と言えるのでしょうか。

カジノ業者が客に金を貸せるというのも問題です。運営する側が資金を用立てると、客を借金漬けに追い込むおそれがあるとして公営賭博では許されていません。整合性が問われます。

今回のカジノではギャンブル依存症がさらに広がるのが心配されますが、失礼かもしれませんが、そもそも町長はギャンブル依存症についてどのようなものであるとお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってください。まもなく4時になりますけれども、このまま議事を進めさせていただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前、きのうですか、永田議員からギャンブル依存症のいろいろなことで、パチンコですか、そういうことで家族離散したという悲惨なことというの私もお聞きしていますし、そういう方を見たこともあるわけでございます。

しかしながら、このIRにつきましては、今度やはりギャンブル依存症ということで、そういう等の依存症の対策基本法もできておまして、町としましては、我々としましては、そういう法律に従って懸念される事項について、多分私も懸念されると思っております、ギャンブル関係でですね、それは私もそういう否定はしないわけです。

しかしながら、そういう地域の活性化とか、やはり雇用を生むということも、それも経済的な面でかなりあるわけでございます。その中で、ギャンブル依存症も出てくるってということで、我々もそれはよくわかっているわけでございますけど、先ほど基本法案が出ておりますので、その中でも十分対処しながら、厳格な入場規制とか広告規制も行うということをお話を聞いてます。

そういうことで佐世保市さんはやっていかれるので、もし来た場合ですね、来た場合はそういうことになっていくんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

確かに今回のカジノの問題について、規則として入場回数を週3回、28日間で10回に制限するというふうになっています。ただ、パチンコや競馬と違ってカジノは24時間営業できますから、入り浸るということも可能なわけです。

そして、ギャンブル依存症についてですね、改めて強調したいのは、ギャンブル依存症は病気だということです。要するに本人の資質ではないと。なぜかということで、私も勉強しましたが、北海道立精神保健センター所長の田辺等先生が、「クローズアップ現代」という番組の中でこのようにおっしゃっています。ギャンブルで勝った体験が強烈に脳に刻印されてしまい、そのために繰り返しその刺激を求めていくと、ギャンブルで勝ったときの体験がイメージされ、それが強烈な欲求になって、大切なことは、ほかの娯楽や他のゲームで快感というものが余り感じられなくなっていく。ギャンブルに特異的に反応するような脳の機能変化が生じると、大変恐ろしいことが言われています。

そして、精神科医の森山成彬さんは、一度依存症で、まあ、表現ですけども、たくわんになった脳は、もう二度ともとの大根には戻れないと、患者には言っていると、それぐらい脳の変化というのが残る。だから一生の戦いで治療が必要と言われてます。

依存症の患者の8割は、平凡なサラリーマン、公務員、主婦、大学生、年金生活者です。私

も、友人にですね、家族をギャンブル依存症で失ったという方があります。

佐々町民がIRに行く、ギャンブル依存症に冒されたときに、その対策は町が負わなければなりません。その対策について、西九州広域都市圏としてどのような援助を行うのか。結局、カジノによる儲けは、業者に吸い上げられ、弊害による負担だけが地元には押しつけられるという結果になるのではないのでしょうか。

こうした危険性のあるカジノ誘引のために、応援のために、町長や議員が動員されるのか。お伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これも先ほどから何回も申してますように、やはり経済の活性化とそれから雇用の確保と、この県北地域で少子高齢化となるわけでごさいますて、そういう経済の活性化が図られると、私もカジノに行ったこと、ちょっとないものですからよくわからないんですけど、そういうお話がございまして、やはり佐世保市さんがされるということでございまして、やはり、こういう圏域でやられれば、そういうことで協力をせざるを得ないと。

しかしながら、今後そういう、私も永田議員からギャンブル依存症のことでいろんなものを見せていただきました。やはり、そういうギャンブル依存症もやはり確かにあります。町でしなきゃならない、圏域でどう考えるのかというのは今後、やはりそういう話し合いの中でですね、十分対応を考えていかなきゃならないのではないかと。やはりそういうことが起きないような仕組みというのを、またお願いをしてやっていかなきゃならないのではないかと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにごさいますでしょうか。

9番。

9 番（川副 善敬 君）

新聞の専門家が書いてあったんですけども、まあ、これは目的としては人口減や高齢化によって、自治体単位での行政サービスを維持するのが人口減によって困難になるというふうにごされて、20万都市を中心に近隣町村が一体となって、生活圏、経済圏を形成と書いてありますけれども、全国市長会の相馬市の会長の話では、これは自治体の独自性が失われると言って懸念しておられます。

そしてまた交付税が、結局また中枢連携都市の中心に、この前の資料でわかったように、佐世保市を中心にして中心都市に来るんで、周りの町村に対しての交付税措置、これが減るのではないかと。

そして政府は、これ専門家ですね、専門家が書いてあるんですけど、そして政府は、この中心都市を中心に政策を遂行して、小さな自治体の独自の町づくりは事実上抑制する方向ではないかということ、よその県でも参加していない町村が多いというようなことが、評論家の、この新聞に書いてありますけれども。

しかしながら、メリットとしては、やはり執行が提案したように、連携していくと大きな圏の中でソフト的なものを観光事業とか何とかやっていくということですけども、まず第1点は、そういうことで交付税措置によって、我々に、小さな町に交付税措置が減少するのではないかと、中心都市を中心にして事業を構築しなさいというような指導が来る、この専門家が言うよう

に、そのおそれはないのか。

独自の町づくりは事実上、いろんな事業規模に対して、それはそれとして認める方針なのか。そこら辺を2点お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

御質問いただいたその交付税のことにつきまして、交付税については、それぞれの自治体が行う事務に対して交付税措置を行うというものでございますので、この連携中枢都市圏を行うことによって、その交付税が減るという考え方というのは、制度的には違うんじゃないかと思うんですけども、今回のこの連携中枢都市圏については、全ての自治体が全ての事務をフルセットで行うものではなく、大きな市、中心市がある程度その事務を肩代わり、負担してもらうことで、その小規模自治体が全てやっていたものを中心市に担ってもらうと。そのことによって事務負担の軽減があったりとか、省力化を図り、今まで注力できなかったいろんな行政サービスとか、そういったものに注力することができると。

そういったことで、特にこの小規模自治体において、連携中枢都市圏で圏域に入って一緒に行っていくことで、佐世保市さんにある程度大きな事務については負担してもらったりとか、今それができなくても、将来的にそういった可能性につながっていくということで、この連携中枢都市圏に入る意味は非常にあるものと、執行としては考えているところでございます。

ですので、その中心市だけがよくなるとかそういったことではなくて、圏域でその魅力を高めながらというものが趣旨だということ考えております。

以上です。

町 長（古庄 剛 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

今、4項目の追加ということでありましたけれども、これクルーズ船とかいろいろ俵ヶ浦等の開発とかそういうのがありまして、相乗効果はなきにしもあらずと、全然ないということは言われんですけども、私がきのう一般質問で申しましたように、皿山とか体験農園とか町独自の観光施設もありますけれども、今後、新たな観光施設をする場合には、そういう広域圏の観光の中で考えなさいという指導が来るんじゃないかと思いますが、そこら辺はどういうふうに捉えておられますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

この4項目で、そのクルーズ船の入港とかIRもそうなんですけども、そういったことで交流人口の拡大、それについて佐々町も含めたところでその波及効果ということで、佐々に観光客が来てもらったりとか、そういった部分は十分考えられると思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありました、観光のことでございますけど、中枢連携でいけば、やはり佐世保市を中心にやるわけでございますけど、先ほど申しました4項目の中にもクルーズ船とかI Rもあります。

そういうことで、やはり佐々町としましても独自の観光資源って言いますか、そういうのをしながら、佐世保市さんと連携をとってですね、やはり誘客って言いますか、平戸ももちろんやるわけですけど、平戸、松浦もするわけですから、そういう周辺って言いますか、そういうことで町としましてもやはり誘客って言いますか、そういう観光というものもやっていかなきゃならないんじゃないか。これは佐世保市とやはり平戸、松浦とも連携しながらですね、連携、圏域全体で連携しながらやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、討論を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

失礼をします。傍聴者の方がたくさんいらっしゃるの、経過を若干報告させていただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

討論です。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

はい、討論の中で経過を説明しないと、傍聴者の方は非常にわかりづらいなと思ひまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

この件につきましては、昨年の9月5日の担当委員会で協議開始の説明を受け、途中でし尿処理を項目に追加していただきましたけども、ことしの2月20日の全員協議会で、し尿処理は連携が難しいとのことで協議項目から外されました。

8月2日の担当委員会で、29項目のうち3分の1程度の説明では判断することが難しいので、全員協議会を9月6日に開催していただきました。しかしながら、残念なことに29項目での協約は協議の余地はなく決定事項であり、事業内容の説明に終わりました。

その後、11月14日に全員協議会があり、確定した29項目にI R誘致などの重点事業4項目が追加されましたが、佐々町の重要課題であるごみ処理問題が協約項目に入っていない、また、4項目は削除できないかというのが議員さんの意見で多数ありました。

再度12月12日、全員協議会が開催され、連携協約書案が提示されましたが、町長からは4項目は削除されずに33項目でお願いをされました。

さらに、議会開会中のきのう、全員協議会が開催され、佐世保市さんにお願ひし、ごみ処理

問題の1項目が追加できたとの報告でした。

以上が概要です。

私はこのままでは私の議員としての資質を問われますので、反対討論を述べさせていただきます。

私は佐世保市さんに広域消防、火葬場、中体連、それから就労などいろいろお世話になっておりますし、職員の資質向上のメリットもあると思えますけど、大変この判断には悩みましたが、以上を申し上げましたとおり、執行は町議会に対し再三にわたって説明が遅いし、こちらから言わなければ資料の提示がない状況でございました。

それで私が9月定例会での一般質問をしたにもかかわらず、広域都市圏ビジョンの資料も最後になって提出をされる有様でございました。執行には改心していただきたいと思えます。

本題です。佐々町は合併をせず単独の道を選択したわけですし、将来を見据えたときに、連携中枢都市圏の中で唯一人口減少でない町をいかに発展させていくか。また一つ、ほかの11市町とは課題が違うと思えます。観光で佐々町にと言われてはいますけども、駐車場の整備がなくてどうするんですかという一般質問の中でもありましたよね。そういうことを考えれば、連携することによって今以上に負担が増えるわけでございます。

さらに連携協約の内容には不明な点多過ぎます。とりあえず協約を結んで対応していくという姿勢では、連携することにより職員の負担や財政負担が増えたとき、本来の町行政、住民の福祉の向上に支障を来すおそれがありますので、一旦考える時間が必要だと判断し、この連携協約議案に反対の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、私は本議案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

西九州させば広域都市圏連携事業の締結については、29項目について検討している過程で、連携事業が新たに4事業示されたわけでございますけども、これについては私も心情的には理解しがたい面もあります。

しかしながら、今日取り組んでおります広域消防体制での救急患者の搬送など、初期救急医療体制、災害時におきます出動体制やレスキュー隊などの専門要員の確保など、消防体制について連携しており、さらには佐世保市への火葬場も利用をいたしております。

また、大変努力された結果ではございますけども、佐世保市中体連への参加ができ、佐々中学校も好成績を上げるなど、教育面においても連携をしている状況にあります。

今回の連携事業においても、地域医療体制の維持・確保、または災害発生時の相互応援体制の充実に向けた取組などが示されております。さらには連携協約において、連携事業を進める中で協定内容の見直しもできることとなっております。

佐々町の重要課題であるごみ処理につきましては、今回新たに他の連携事業と同等の事業と捉え、直ちに協議に入ることが示されました。

連携協定を締結しなかった場合を考えると、本町が今後、補助事業をはじめとするいろいろな事業を進める中、また町民のためにプラスになるのかマイナスになるのか、私はいろいろな面でマイナスになると判断をいたします。

今日連携している事業をはじめ、新たな連携事業において、町民の方が持続的に便益を享受できるよう取り進めることが妥当と判断し、賛成討論といたします。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3番（永田 勝美 君）

反対討論をいたします。

私は今回提案をされている西九州広域都市圏の連携課題全てに反対というわけではありません。しかし、自治体間の連携は当然、対等平等であり、連携すべき課題で協調的な関係をつくっていくべきであると考えます。何もただで連携を求めているわけではありません。

例えば、ごみ問題は、ごみ処理の問題は佐々町にとっても重要な課題となっています。これは一部事務組合方式の連携でよいではありませんか。現に消防や救急、火葬施設などの利用ではそうした連携ができていのに、どうしてごみの問題だけが広域都市圏連携でなければならないのか。

広域都市圏連携というのは、先ほど来の説明でも少しありましたけれども、いわゆる中核都市が中心になって経済成長を引っ張る、中核都市が中心というところがみそです。いわゆる対等平等の関係の連携ではないということがポイントだと思います。

この間、長期にわたって先ほど来ありましたように協議を続けてきた課題は横に置いて、最も重要と言われるIR誘致など4項目だけは、11月段階でごり押ししてテーマに加えてくる。議会の同意が得られそうにないということで、土壇場になってごみ問題を連携課題に加えてくる。こんな佐世保市の対応は、決して平等互惠の立場には立っていないと言わざるを得ません。こんな連携では先が思いやられるではありませんか。

町民にギャンブル依存症という危険な病気をもたらすことが懸念されるカジノを含む統合型リゾート誘致を含んだ、今回の西九州させば広域都市圏連携協定への参加は見送るべきと考え、反対討論といたします。

議長（淡田 邦夫 君）
5番。

5番（阿部 豊 君）

賛成討論をいたします。

御承知のとおり、本町は全て周囲を佐世保に囲まれた状況でございます。先ほど来より御意見が討論であつていとおおり、佐世保市との携わり方は、深いのは、一番が佐々町ではないかというふうに判断いたします。

社会動態状況においても、転入全体に占める住民移動も県内においては69.5%、転出においても62%ということで、住民の方々の行き来も一番が佐世保市でございます。通勤圏の方は4割ほどというふうに伺っております。

今回の連携中枢都市圏形成においては、圏域全体の経済成長、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、人口減少、少子高齢化、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組むということで、住民が安心して快適に暮らすことを営むことができる圏域を形成するというので、5市7町の12か町が含まれているというふうに伺っております。

本町34事業、スタートは全体で48事業のテーマによって協議をなされてきたと。その中で、佐々町の住民のプラスになるのではないかとということで、29事業を双方の執行部の判断、佐々町の職員の判断により取捨選択し、29事業を絞られたと伺っております。

先ほど来より話があつております地域医療、介護、福祉、教育文化、災害対策、環境、いわゆる私が申し上げたいのは、生活機能の強化という部分については、今回、連携協約を結ぶのが得策と判断いたします。

各論においては全てが賛成という部分はありませんけれども、総論として、圏域の発展はこの中枢連携によってなされるものというふうに判断いたします。

種々申し上げましたが、佐世保の発展なくして佐々町の発展もないというふうに私自身、持論を持っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（須藤 敏規 君）

議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結に関する協議の件について、反対の立場から討論をいたします。

まず、佐々町の立ち位置を考えますと、国策により平成の市町村合併が推進され、幾多の課題、苦難を乗り越え、当時の町長、議会、町民一丸となって、将来に向ける安らかな生活が送れるよう努力され、町民は単独の道を選択されたわけです。

あれから10年余り、今回また広域連携の名のもとに、地域を合併に近い方策で、首長、議会に対して選択を求めています。今回はみずから決定、選んだ道は自治体の責任になるわけです。次に来るのは道州制の問題です。

そういうことで、1点目、こういう重大な案件については、広く町民に理解を求める説明会の開催をするべきであった。報告会のとき何度となく申し上げました。

2点目、町長は、統合型リゾート、I R計画のカジノ誘致に対することに、昨日一般質問を同僚議員からありましたけれども、推進の賛成の考え方であるということ。

ほか、この事業を選定するに当たっては、首長会議の中での資料を読みましたが、おおむね5年で達成できる事業を選ぶことという条件がついておりました。全体を見ますと、できない事業、今から協議する事業は5年の以内に達成できるとは考えられません。

以上、概略を申し上げましたが、以上の理由で反対といたします。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第74号 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立小数です。したがって、本案は可決しないことに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（16時25分 散会）